

# 第1章 被災者の生活再建過程と 復興都市計画の関連

震災は、震災以前から問題になっていた既成市街地の住環境悪化に加えて、多くの避難民の発生とその避難所の確保という二重の問題を引き起こした。また、復興事業の計画・実施に際して、小学校跡地や公園等に建設された応急仮設住宅（集団バラック）・関連施設の撤収と、避難民の代替住宅の確保がされない限り、事業が進まないという状況をもたらした。

これに加え、震災後の東京市内外の被災者の移動は、郊外の市街化を促進する大きな引き金になったため、この時期の状況整理は、東京市周縁・郊外の都市基盤整備の初期条件を示していると考えられる。

本章では、以上の背景のもとで、避難所や仮設住宅等の応急的な環境整備とその撤収プロセスと、避難民の移動によってもたらされた市街地構造の変化の二つの観点から、本格的な復興事業実施に向けた前段階となる諸条件を整理する。

## 第1節 被災市街地の状況と応急施設の整備

本節では、被災直後の環境について、応急施設の状況と被災市街地の状況の両面から、住民の避難行動の推移を踏まえて検証する。ここでは、震災直後の避難期間（震災後1か月～2か月）と、その後一定の安定状態を作り出した期間（震災後2か月～半年）の2つの期間に分けて分析を行った。

### 1 震災直後～2か月の状況

#### (1) 被災状況と直後の避難行動

1923（大正12）年9月1日正午に発生した地震とその後の火災により、東京市の全家屋の6割強が罹災した。これらの状況をまとめたのが表1-1である。特に神田、日本橋、京橋、浅草、本所、深川の6区では、9割以上の家屋が全半焼した。

これらの被災者の多くは公園など近くのオープンスペースへと避難した。これに対応して、政府、自治体は、宮城（皇居）外苑、富豪の邸宅、社寺等を解放し、応急の避難所とした。9月5日、6日に東京市により行われた避難地調査では、公園、広場に加え、学校、官公庁など

の公共施設と、寺社、邸宅などのオープンスペースを持つ場所160か所に市民が避難したことが記録されている（表1-2）。

表1-1 震災による被災状況

区・郡	震災前状況(T12.6月末)		人的被害			建物の被害(戸)					罹災戸数 割合(%)
	人口	戸数	死者	負傷者	行方不明	全焼	半焼	全壊	半壊	被害計	
麹町区	54,982	10,393	104	583	306	5,793	10	27	54	5,884	56.6
神田区	139,537	26,610	848	240	234	24,644	0	2	3	24,649	92.6
日本橋区	115,816	20,087	346	147	396	20,088	0	0	0	20,088	100.0
京橋区	131,313	27,546	306	829	204	26,730	3	0	0	26,733	97.0
芝区	166,925	34,636	270	5,236	19	14,864	15	269	577	15,725	45.4
麻布区	82,450	18,334	35	76	0	15	0	529	299	843	4.6
赤坂区	54,403	11,151	76	95	1	1,597	3	252	166	2,018	18.1
四谷区	67,607	15,296	4	65	3	438	7	78	297	820	5.4
牛込区	116,850	25,363	53	1,284	8	0	0	387	1,060	1,447	5.7
小石川区	141,317	30,935	216	527	180	849	4	377	848	2,078	6.7
本郷区	123,340	26,253	55	71	66	6,443	3	128	186	6,760	25.7
下谷区	174,344	40,805	202	568	106	32,050	6	211	87	32,354	79.3
浅草区	241,845	56,902	2,526	5,462	2,493	56,145	71	18	145	56,379	99.1
本所区	244,281	54,987	48,893	6,249	25,872	54,089	24	572	396	55,081	100.2
深川区	181,094	42,574	2,757	7,217	6,406	42,654	25	0	0	42,679	100.2
水上	12,618	35,322	4	0	0	4	1	0	0	5	0.0
東京市計	2,048,722	477,194	56,695	28,649	36,294	286,403	172	2,850	4,118	293,543	61.5
荏原郡	322,761	73,615	88	258	20	28	0	994	1,433	2,455	3.3
豊多摩郡	324,626	71,974	31	117	18	41	7	503	499	1,050	1.5
北豊島郡	494,302	118,467	519	1,006	111	6,240	4	5,818	4,341	16,403	13.8
南足立郡	73,480	15,755	82	128	12	0	0	1,203	1,432	2,635	16.7
南葛飾郡	277,512	59,999	1,104	793	179	2,637	12	2,456	2,239	7,344	12.2
隣接5郡計	1,492,681	339,810	1,824	2,302	340	8,946	0	10,974	9,944	29,887	8.8

出典：警視庁、「震災火災統計書」,1925年2月より作成

表1-2 東京市による震災直後の避難地調査（避難民12,000人以上の集団避難地）

	焼失を逃 れた場所	公園	学校	官公庁	邸宅	道路上 広場	社寺	その他	計	備考
麹町区		1		1		5	1	1	9	その他:中央停車場 プラットフォーム及び客車内
神田区									0	
日本橋区									0	
京橋区									0	
芝区		1	8	3	3	2	10	1	28	その他:海軍墓地
麻布区			9	1					10	
赤坂区			7	3	4		3		17	
四谷区			1			3	40		44	
牛込区			9		8			2	19	
小石川区		2	2	1		1	2		8	
本郷区		1	5			1	1		8	広場:給水場
下谷区		1	1			1	1	1	5	その他:谷中墓地
浅草区									0	
本所区	1			1	2	1		1	6	その他:国技館
深川区	3	1			1		1		6	
	4	7	42	10	18	14	59	6	160	

出典：東京市役所、「東京大正震災誌」,1925年4月より作成

## (2) 避難所の設置

9月2日には内務省に臨時震災救護事務局が設けられ、陸軍の携帯用天幕（テント）を借りて、明治神宮外苑内に天幕避難所が設営された。この避難所は、陸軍携帯用天幕6,000張、屋形天幕1,000張を用い、収容人員1万人という大規模な避難所であった。9月17日には、東京市も大規模な天幕避難所を宮城前広場、月島に設営した。宮城前広場467張、月島200張、収容人員3,982人（10月10日）であった<sup>1)</sup>。また、校舎の焼跡には多くのバラックが建設されたが、それまでの一時的な避難場所として、被災していない校舎がそのまま避難所として利用された<sup>2)</sup>。

## (3) 集団バラック（応急仮設住宅）の建設

震災後3日を経過した9月4日から、内務省震災救護事務局と東京府は罹災者を収容するための集団バラックの建設を開始した。警視庁は9月7日、東京市は9月9日からそれぞれ建設を開始した。その後も区や関西の府県、財閥、宗教団体などが次々とバラックを建設し、寄付を申し出た。

表1-3は震災後1か月が経過した時点で行われたバラック調査における各バラックに収容されている住民の元の居住地を示したものである。明治神宮や日比谷公園など数千人規模の避難民を収容する直営バラックでは、広い範囲の地域からの避難民が集まっていたが、小学校の焼け跡に設置された小規模バラックでは、周辺の地区住民が集まっていた。震災から2か月後の11月15日の時点では市、区の管理するバラックは101か所、総建坪5万7,886坪、収容世帯数2万1,367世帯、8万6,581人であった（表1-4）。

表1-3 震災後1か月時点における各バラック住民の元の居住地

直営		芝離宮内共同バラック		芝公園内三角及芝中共同バラック		増上寺境内共同バラック		芝公園東照宮共同バラック		芝公園新公園内共同バラック	
調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間	調査期間
T12.10.20~11.5	T12.10.20~11.10	T12.10.13~16	T12.10.18	T12.10.18~19	T12.10.17~18	T12.10.13~16					
避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地
麹町	237	麹町	54	麹町	4	麹町	0	麹町	2	麹町	0
神田	201	神田	222	神田	15	神田	9	神田	0	神田	6
日本橋	3	日本橋	93	日本橋	25	日本橋	2	日本橋	3	日本橋	6
京橋	12	京橋	441	京橋	230	京橋	10	京橋	6	京橋	19
芝	5	芝	74	芝	548	芝	87	芝	147	芝	452
麻布	0	麻布	2	麻布	15	麻布	0	麻布	0	麻布	0
赤坂	0	赤坂	46	赤坂	1	赤坂	0	赤坂	0	赤坂	0
四谷	0	四谷	41	四谷	0	四谷	0	四谷	0	四谷	0
牛込	0	牛込	0	牛込	0	牛込	0	牛込	0	牛込	0
小石川	0	小石川	9	小石川	2	小石川	0	小石川	0	小石川	0
本郷	7	本郷	18	本郷	3	本郷	0	本郷	4	本郷	1
下谷	17	下谷	60	下谷	21	下谷	1	下谷	5	下谷	5
浅草	18	浅草	154	浅草	31	浅草	6	浅草	2	浅草	6
本所	25	本所	245	本所	53	本所	7	本所	4	本所	21
深川	24	深川	332	深川	146	深川	7	深川	10	深川	38
横浜	3	府下	49	日暮里	2	南千住	1	横浜	3	横浜	6
市外	4	横浜	32	千住	1	横浜	3	不明	19	神奈川	1
不明	4	神奈川	2	亀戸	2					三河島	1
				砂町	3					千住	1
				南葛飾	3					不明	77
				千葉	1						
				埼玉	1						
				神奈川	8						
				不明	129						

浅草区		本所区						深川区					
今戸公園バラック		中和小学校	小梅バラック	本横収容所バラック	安田邸跡バラック		東森下町バラック	越中島バラック					
調査期間	T12.11.13~30	調査期間	T12.10.9	調査期間	T12.10.10~15	調査期間	T12.10.10~17	調査期間	T12.10.10~25	調査期間	T12.10.10~20		
		不明											
避難民元居住地		避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地	避難民元居住地		
浅草町	73	林町	94	小梅町	108	横川町	38	横綱町	47	富川町	116	富川町	25
田中町	59	菊川町	50	押上	8	大平町	33	相生町	34	東森下町	37	古石町	17
地方今戸町	48	徳工門町	21	中之郷	7	長岡町	14	石原町	31	東大工町	16	牧丹町	10
王姫町	31	松井町	6	請地	4	梅森町	14	北二葉町	31	東元町	10	猿江町	8
橋場町	25	緑町	2	菊川町	4	柳島梅森町	11	緑町	18	御舟蔵前町	9	石島町	7
元吉町	18	太平町	2	業平町	2	押上町	8	元町	17	西大工町	7	越中島	7
吉野町	10	花町	1	若宮町	1	吉田町	5	亀沢町	13	西町	7	鈴町	6
千束町	9	松倉町	1	柳島元町	1	清水町	4	松坂町	13	八名川町	5	西平井	6
山谷町	9	茅場町	1			業平町	4	小泉町	12	西森下町	5	月島町	5
東町	8	若宮町	1			若宮町	3	南二葉町	9	荒井町	4	本村町	4
亀岡町	6	柳島	1			一平町	1	馬場町	6	西六間堀町	3	吉永町	4
田町	5					北二葉町	1	林町	5	猿江裏町	3	西町	3
元柳原町	2					松倉町	1	若宮町	4	東六間堀町	2	千駄町	3
南千住	2					梅柳町	1	千歳町	4	古石場町	2	大島町	3
中之郷業平町	1					花町	1	表町	3	猿江町	2	室町	2
菟泉寺町	1					表町	1	荒井町	3	霊岸町	2	西六間堀	2
尾久	1					中横町	1	北新町	3	冬木町	2	門前町	2
三輪	1					緑町	1	原庭町	2	西平野町	2	冬木町	2
						外手町	1	松井町	2	花町	2	木場	2
								梅森町	2	伊勢崎町	1	霊岸町	2
								表町	2	常盤町	1	林町	2
								松代町	1	亀住町	1	菊川町	2
								須崎町	1	裏大工町	1	北新堀町	2
								吉田町	1	千田町	1	平野町	1
								押上町	1	石島町	1	汐浜町	1
								太平町	1	元加賀町	1	西平野町	1
								菊川町	1	清住町	1	黒江町	1
								八軒町	1	東町	1	西元町	1
								中之郷	1	松井町	1	本町	1
								清水町	1			大和町	1
								吉田町	1			古新堀町	1
								舟松町	1			北島町	
								外手町	1				
								三笠町	1				
								不明	17				

出典：東京市役所調査課、「非常災害情報 バラックに関する調査」,1923年より作成

表1-4 11月15日時点における東京市のバラック一覧

名称	面積(坪)	世帯数	収容人員	名称	面積(坪)	世帯数	収容人員	名称	面積(坪)	世帯数	収容人員
日比谷	2,970	1,506	6,832	京橋会館	126	4	12	竹町小学校跡	362	158	662
九段	1,680	608	2,813	築地公園予定地	216	0	0	萬年小学校跡	397	127	550
麹町小学校	240	77	282	京橋高等小学校跡	437	130	52	上野公園	5,232	1,577	9,977
上二番町(私、三井)	130	29	112	明石小学校跡	353	86	413	下谷区計	5,991	1,862	11,189
一番町(私、三井)	18	35	103	月島二号地	1,146	315	1,479	浅草公園	958	480	1,448
下二番町(私、金光教会)	287	84	287	築地小学校跡	429	112	531	金龍小学校跡	819	88	306
麹町区計	5,325	2,339	10,429	京橋小学校跡	379	120	540	松葉小学校跡	266	273	976
今川小学校跡	392	102	450	越前堀小学校跡	495	166	673	新堀小学校跡	324	102	410
神龍小学校跡	124	19	86	京華小学校跡	402	131	600	育英小学校跡	468	138	486
和泉小学校跡	140	20	74	文海小学校跡	120	23	94	待乳山小学校跡	443	115	360
橋本小学校跡	210	48	83	南横町小学校跡	105	17	56	待乳山公園	352	168	532
鎌成小学校跡	208	53	208	鉄砲洲小学校跡	101	117	557	今戸小学校跡	368	289	1,160
淡路小学校跡	160	17	75	京橋高等小学校跡	200	77	345	本願寺小学校跡	553	255	928
芳林小学校跡	357	70	287	京橋区計	4,509	1,298	5,352	浅草区計	4,551	1,908	6,606
千桜小学校跡	347	175	602	桜川小学校跡	453	140	751	安田邸	728	258	1,061
神田小学校跡	375	123	483	南桜小学校跡	295	91	458	小桜小学校跡	359	197	608
小川小学校跡	48	140	575	西桜小学校跡	251	66	288	横川小学校跡	421	206	709
鐘華小学校跡	418	107	470	芝離宮	3,040	1,140	4,804	本横小学校跡	381	182	660
西小川町小学校跡	411	97	348	芝公園	2,976	1,476	7,295	外手町小学校跡	442	130	518
一ツ橋小学校跡	350	70	254	芝区計	7,015	2,913	13,596	中和小学校跡	524	256	866
北神保町(私、三井)	148	103	327	今井町(私、三井)	200	80	326	本所小学校跡	684	298	1,138
神田区計	3,688	1,144	4,322	市兵衛町(私)	50	-	34	業平小学校跡	189	98	227
坂本公園	510	165	681	麻布区計	250	80	360	二葉小学校跡	300	250	811
浅草橋公園	50	50	209	明治神宮外苑	5,800	1,864	7,282	柳元小学校跡	589	99	299
東華小学校跡	89	89	389	赤坂区計	5,800	1,864	7,282	芳場小学校跡	157		
有馬小学校跡	130	131	533	新宿御苑	1,000	311	1,067	種株庭跡	642	156	485
箱崎小学校跡	400	91	396	四谷区計	1,000	311	1,067	本所区計	5,416	2,130	7,382
日本橋クラブ跡	166	54	339	牛込区計	-	-	-	越中島	935	378	1,170
日本橋高等小学校跡	306	86	381	小石川植物園	1,414	643	2,347	深川小学校跡	590	247	996
同女子高等小学校跡	252	118	561	砲兵工廠	1,000			明治第二小学校跡	473	1,174	710
常盤小学校跡	506	154	839	渡邊バラック(私)	180	65	270	東川小学校跡	700	245	1,001
城東小学校跡	386	97	445	西船バラック(私)	24	4	24	扇橋小学校跡	700	104	407
十思小学校跡	282	60	284	小石川区計	2,618	712	2,641	元加賀小学校跡	700	125	561
濱町小学校跡	249	93	545	湯島小学校跡	189	56	281	數矢小学校跡	800	175	689
千代田小学校跡	249	101	606	靈雲寺内	198	28	98	深川公園	743	349	1,164
久松小学校跡	90	89	400	元町小学校跡	216	66	302	源海小学校跡	300		
城東幼稚園	100	17	93	御霊社境内(私、岩崎)	250	250	525	東陽小学校跡	516	176	675
日本橋区計	3,765	1,395	6,701	本郷区計	853	400	1,206	明治小学校跡	-	178	490
								深川区計	6,457	3,151	7,863
								東京市計	57,238	21,507	85,996

出典：東京市役所調査課、「東京市震災状況概要」,1923年12月より作成



#### (4) 公設市場の設置

震災後1週間が経過した9月8日以降、赤坂、麻布、芝、本郷、四谷、牛込、小石川区など一時的な人口流入のあった山手の非被災エリアを中心に公設市場が設置された。これらは家庭で避難生活を送っていた住民への生活物資の安定供給に向けての施設として整備された（表1-5）。

表1-5 東京市内の仮設公設市場一覧

施設名	区	所在地	予算枠	開設年月日	閉鎖年月日	備考
青山一丁目市場	赤坂区	青山南町一丁目中山侯爵邸	内務省震災救護義捐金	1923.9.9	1924.7.20	バラック建に改め大正13年7月20日まで存続
麻布区役所横市場	麻布区	三河台町区役所横	内務省震災救護義捐金	1923.9.8	1923.12.15	
善福寺市場	麻布区	山本町善福寺境内	内務省震災救護義捐金	1923.9.9	1923.11.25	
谷町市場	麻布区	谷町	内務省震災救護義捐金	1923.9.14	1923.11.30	
愛日学校市場	牛込区	林町愛日小学校	内務省震災救護義捐金	1923.9.9	1923.9.26	
余丁町市場	牛込区	余丁町小学校内	内務省震災救護義捐金	1923.9.9	1923.9.28	
駕籠町市場	小石川区	駕籠町119	内務省震災救護義捐金	1923.9.8	1924.1.15	
石切橋市場	小石川区	江戸川町石切橋際	内務省震災救護義捐金	1923.9.9	1923.11.30	
日比谷市場	麹町区	日比谷公園内	内務省震災救護義捐金	1923.9.18	1923.10.23	
白金台町市場	芝区	白金町日吉坂上	内務省震災救護義捐金	1923.9.8	1923.11.4	
泉岳寺市場	芝区	東町泉岳寺境内	内務省震災救護義捐金	1923.9.15		バラック建に改め存続中
蓬莱町市場	本郷区	蓬莱町大観音通	内務省震災救護義捐金	1923.9.8	1924.11.30	バラック建に改め大正13年11月30日まで存続
新宿市場	四谷区	新宿1-15	内務省震災救護義捐金	1923.9.9	1924.11.30	

出典：東京市商工課、「東京施設市場要覧」,1925年3月より作成

#### (5) 鉄道の復旧と無料乗車の実施

##### a. 市電

9月6日から数区間の開通を見たが、10月20日の時点では35%程度の区間しか復旧が終わらず、特に本所、深川方面の復旧には日数を要した。罹災者の無料乗車取り扱いを9月6日～24日まで実施した<sup>3)</sup>。

##### b. 省線

山手線は、鶯谷～品川間は9月17日に、池袋～赤羽間が21日に、同上野～品川間が23日に復旧した。中央線は、吉祥寺～牛込間が9月18日に、同牛込～飯田町間が21日に、飯田町～東京駅間が10月7日に復旧した。東海道線は、東京～蒲田間が10月1日に、蒲田～横浜間が10月21日に復旧した<sup>4)</sup>。

##### c. 私鉄各線

玉川電気鉄道は9月8日から一部区間での運転を開始し、9月20日には全線が開通した。罹災者の無料乗車取り扱いを9月8日～20日まで実施した。京成電気軌道、西武鉄道は9月5日

から運転を再開し、罹災者の無料乗車取り扱いを9月20日まで実施した。京王電気鉄道は9月4日から一部区間で運転を開始し、9月29日に全線が開通した。罹災者の無料乗車取り扱いを9月20日まで実施した。王子電気軌道は9月6日から運転を開始し、以後3日間無賃輸送を実施した。城東電気軌道は10月9日から運転を開始した。京浜電気鉄道は9月11日から一部の運転を開始し、11月9日に震災前の状況に復帰した。無料乗車については9月11日～24日まで実施した<sup>5)</sup>。

これらの復旧と無料乗車の実施により、郊外エリアへの移動が加速したと思われる。

### (6) 隣接地域への避難の動き

東京市に隣接する郡部エリアでは、早いところでは震災当日から罹災者への救助活動と避難所の開設を行った。北豊島郡においては、9月16日の時点で避難所71か所に19万2千人の避難者が収容された。近隣からの避難者を多く集めたのは巣鴨町、西巣鴨町、滝野川町、日暮里町、南千住町など、東京市に直接隣接する町であった。9月末の時点でも罹災者と避難者を合わせて約14万人が避難所での生活を余儀なくされた(表1-6)。荏原郡には9月20日の時点で23万人の避難民が集まった。このうち約1割は横浜方面からの避難者であった<sup>6)</sup>。震災2か月後の11月15日時点では、東京市内は60万人強の人口減となっているのに対し、隣接5郡には区部から30万人以上が避難してきている(表1-7)。これらの隣接5郡への避難者のうち、麴町区から豊多摩郡、神田区から豊多摩郡・北豊島郡、京橋区から荏原郡・豊多摩郡、芝区から荏原郡、下谷区から北豊島郡、浅草区から北豊島郡、本所区から南葛飾郡、深川区から北豊島郡・南葛飾郡には震災当日人口の5%以上が移動しており、特定地域間との関係が強いものが見られた。

表1-6 北豊島郡の震災当月における避難状況

町村名	救助開始日		救助人員最多日			9月28日時点		
	月日	罹災者	避難者	月日	罹災者	避難者	罹災者	避難者
板橋町	9月2日	400	14,870	9月3~6日	400	35,130	400	7,170
巣鴨町	9月1日	0	46,000	9月2日	0	78,000	0	6,750
滝野川町	9月1日	1,500	36,500	9月3日	1,200	84,300	316	4,384
日暮里町	9月7日	35,215	48,378	9月10日	35,215	65,970	4,248	2,516
三河島町	9月1日	17,055	0	9月10日	42,869	29,170	8,546	4,255
南千住町	9月2日	2,275	1,225	9月13日	50,048	67,352	6,240	3,360
尾久町	9月1日	1,931	0	9月25日	5,800	18,159	250	850
王子町	9月1日	4,200	6,000	9月21日	10,940	23,860	11,740	17,940
岩淵町	9月1日	120	680	9月6日	5,000	27,000	6,767	4,706
志村	9月6日	70	1,300	9月13日	96	1,325	36	499
上板橋町	9月6日	10	1,070	9月14日	10	1,070	0	331
赤塚村	9月6日	17	1,151	9月11日	17	1,151	0	297
上練馬村	9月6日	0	573	9月14日	0	573	0	420
大泉村	9月6日	0	400	9月15日	0	400	0	130
石神井村	9月6日	0	785	9月15日	0	785	0	488
中新井村	9月6日	0	559	9月15日	0	559	0	128
下練馬村	9月7日	1,126	2,131	9月12日	1,126	2,530	40	747
長崎村	9月5日	95	4,000	9月9日	95	4,425	30	3,490
高田町	9月6日	11,590	13,730	9月8日	35,912	21,880	724	1,748
西巣鴨町	9月10日	160	38,939	9月16日	160	48,264	160	40,420
合計							39,497	100,629

出典：内務省社会局、「大正震災誌 内編」, 1926年2月より作成

表 1-7 震災2か月後の避難状況

	震災当日 推計人口	死者行 方不明	11月15日時点				震災当 日との 比率	同じ 区内	他区 から避 難	区部からの避難		震災当日の所在地															
			人口	罹災者 及び 避難者	増減	人数				割合	麹町区	神田区	日本橋 区	京橋区	芝区	麻布区	赤坂区	四谷区	牛込区	小石川 区	本郷区	下谷区	浅草区	本所区	深川区		
麹町区	58,900	137	57,636		-1,127	97.9%	63.8%	30.7%	-	-	36,772	3,014	2,073	4,557	1,652	59	328	71	84	69	264	531	970	1,776	2,246		
神田区	151,800	1,519	68,625		-81,656	45.2%	88.2%	8.7%	-	-	224	60,521	900	337	130	22	42	36	66	143	389	1,138	1,030	883	616		
日本橋区	124,600	1,189	38,740		-84,671	31.1%	88.7%	7.4%	-	-	61	396	34,370	425	83	25	29	27	45	41	36	157	338	521	670		
京橋区	147,200	919	57,093		-89,188	38.8%	92.7%	4.7%	-	-	114	174	385	52,924	211	51	30	13	31	46	83	112	176	349	909		
芝区	183,500	494	153,589		-29,417	83.7%	86.5%	10.4%	-	-	438	1,127	2,242	4,531	132,811	623	329	60	32	83	236	695	1,188	1,997	2,446		
麻布区	90,600	185	98,721		8,306	109.0%	83.1%	13.8%	-	-	508	975	1,414	2,811	3,323	82,066	451	34	23	60	244	485	1,006	1,183	1,122		
赤坂区	56,600	142	59,811		3,353	105.7%	80.6%	16.3%	-	-	482	982	1,372	2,095	1,203	162	48,187	79	35	25	191	349	824	853	1,073		
四谷区	74,800	103	88,205		13,508	117.9%	77.7%	18.4%	-	-	1,210	2,176	1,773	2,826	920	117	399	68,564	232	119	313	739	1,479	1,763	2,204		
牛込区	126,900	203	140,646		13,949	110.8%	83.4%	13.3%	-	-	1,649	3,280	2,851	2,047	876	72	195	94	117,309	459	581	1,139	2,058	1,886	1,538		
小石川区	151,800	254	169,203		17,657	111.5%	82.3%	14.3%	-	-	880	4,842	3,307	1,923	653	39	95	50	310	139,273	1,602	2,132	3,233	2,988	2,111		
本郷区	135,900	320	137,237		1,657	101.0%	79.0%	16.4%	-	-	683	4,194	3,435	1,608	586	68	130	37	135	376	108,357	3,217	3,741	2,420	1,822		
下谷区	192,500	891	137,714		-53,895	71.5%	83.1%	13.9%	-	-	167	2,258	2,270	946	265	24	37	27	29	164	1,094	114,499	7,153	3,211	1,496		
浅草区	274,100	3,667	139,967		-130,466	51.1%	94.1%	4.0%	-	-	25	394	373	287	68	8	23	2	24	103	167	1,759	131,645	1,813	560		
本所区	301,300	54,498	137,959		-108,843	45.8%	96.4%	2.1%	-	-	14	178	223	144	60	8	7	18	7	9	56	242	721	132,935	1,148		
深川区	194,800	4,139	76,866		-113,795	39.5%	94.6%	2.0%	-	-	17	86	75	321	44	17	10	16	27	28	34	61	132	683	72,710		
水上	-	-	14,080		-	-	-	-	-	-	62	309	619	1,313	549	8	0	0	44	16	3	1	323	874	1,789		
東京市計	2,265,300	66,660	1,576,092		-620,548	69.6%	-	-	-	-	43,306	84,906	57,882	79,095	143,434	83,369	50,292	69,128	118,433	141,014	113,650	127,256	156,017	156,135	94,460		
荏原郡	292,500	231	94,661		-	-	-	-	-	-	64,330	68.0%	1,335	5,405	8,812	12,982	10,133	491	739	107	84	131	988	2,854	6,195	6,645	7,689
豊多摩郡	347,300	124	79,303		-	-	-	-	-	-	69,884	88.1%	3,681	9,451	9,580	10,570	4,847	252	1,034	779	258	388	1,556	4,069	7,106	8,239	8,074
北豊島郡	481,300	758	178,074		-	-	-	-	-	-	103,801	58.3%	1,536	12,241	10,033	6,709	2,156	76	245	62	206	550	4,017	16,224	24,694	14,946	10,106
南足立郡	62,800	130	20,160		-	-	-	-	-	-	11,137	55.2%	48	608	588	545	110		18	18	9	12	100	1,588	3,862	2,317	1,314
南葛飾郡	238,100	533	94,726		-	-	-	-	-	-	57,178	60.4%	106	1,465	2,290	1,663	284	3	28	4	17	19	266	2,255	7,877	28,200	12,701
隣接5郡計	1,422,000	1,776	466,924		-	-	-	-	-	-	306,330	65.6%	6,706	29,170	31,103	32,469	17,530	822	2,064	970	554	1,100	6,907	26,990	49,734	60,347	39,864

凡例：震災当日人口の5%を超える避難者が移動

出典：内務省社会局、「震災調査報告」, 1924年6月より作成

## 2 震災後2か月～半年の状況

### (1) 仮設による社会事業施設の整備

仮設による社会事業施設の整備は二つの役割を持って進められた。一つは、簡易浴場や託児場など、集団バラックの避難者への生活施設の確保である。もう一つは、被災市街地での生活施設の整備である。職業紹介所や食堂など震災以前にある程度施設網が整備されていたものは、被災施設の復旧のために設置が進められた。質屋、託児所・児童相談所、授産場については、社会事業施設の整備が盛り込まれた復興計画が策定された後の1924年（大正13）年4月から順次整備された。この時期は、被災市街地においても元の居住地で生活を始める住民が半数を超えた時期であった。これらの施設網の整備により被災市街地の生活環境が形成されていった。

これらの施設整備の財源として、内務省臨時震災救護事務局の義捐金と、震災善後会の寄付金の二つが主に充てられた。東京市では、各施設のうち、簡易食堂、質屋は震災善後会の義捐金、簡易市場、簡易浴場と職業紹介所は臨時震災救護事務局の義捐金、授産場は両方の義捐金が充てられた。その他の施設は東京市の一般市費が充当された。

### (2) 2つの震災義捐金の配分計画

1923（大正12）年9月に設置された内務省臨時震災救護事務局では、内外から寄せられた義捐金の配分を行った。1923（大正12）年9月17日の閣議決定以来、1924（大正13）年1月末までに諸費目へ合わせて2,912万円の支出が決定された<sup>7)</sup>（表1-8）。この義捐金は救護用物資だ

けでなく、多くは応急施設の建設費用に充てられた。この義捐金は、東京府、神奈川県、東京・横浜両市など、自治体ごとに配分された。このうち東京市に整備が委託された仮設社会事業施設は、簡易浴場、簡易市場、職業紹介所、授産場などであった。

一方、経済復興と社会福祉を目的として1923(大正12)年9月に設立された震災善後会では、各自治体に加え、民間の社会事業団体への義捐金の配分を行い、公共、民間の両面から復興を支援した。これらの義捐金を用いた社会事業施設の整備のうち、被災した地域を中心として特に設置が急がれたのが職業紹介所、簡易食堂、簡易浴場の三つであった<sup>8)</sup>。職業紹介所は震災後3か月以内に、食堂と浴場は震災後半年を目処として建設が進められた。

表 1-8 震災義捐金の配分計画

■大正13年1月末閣議決定された項目	予算額	内訳	備考
1.食料費	5,500,000		
2.被服費	5,000,000		
3.薪炭費	1,000,000		
4.罹災児童学用品教科書給与費	300,000		東京府下6箇所、神奈川県下3箇所、千葉県下1箇所
5.罹災地に於ける簡易浴場の経営又は補助費	636,000		東京府市内40箇所、神奈川県内20箇所
6.罹災地に於ける簡易治療所の経営又は補助費	2,793,600		
7.罹災地に於ける日用品簡易市場の建設費	221,760		東京府市内52箇所、神奈川県内20箇所
8.細民住宅(小住宅)建設費	2,662,000		東京市2000戸、東京府下1500戸、横浜市1000戸、神奈川県下500戸計5000戸建設/一戸当たり6坪を最高限度
9.簡易食堂の経営又は補助費	500,000		東京府35万円、神奈川県15万円
10.外国寄贈品運搬費	150,000		
11.外国義捐者に対し救護状況に関する情報供給費	20,000		
12.託児所、婦人宿泊所及簡易宿泊所経営費	1,500,000		
		託児所	242,780 1箇所経費6600円、東京府下27箇所神奈川県9箇所計36箇所
		婦人宿泊所	41,664 1箇所経費6800円、東京5箇所神奈川県1箇所計6箇所
		簡易宿泊所	1,210,552 1箇所収容人員100人、東京府32箇所神奈川県9箇所計41箇所
13.罹災外国人救護費	100,000		
14.罹災地外避難者救護費、義捐品運搬費等	99,386		
15.食料費及被服費の追加	8,566,536		
16.仏国巴里新聞組合寄贈天幕病院経営費	77,150		
計	29,126,432		
■追加支出が決定された項目			
1.仏国巴里新聞組合寄贈天幕病院経営費の追加	81,600		
2.簡易治療所の経費の追加並衛生医療費	2,500,000		
3.罹災者用蚊帳調達に関する経費	200,000		
4.罹災社会事業団体及震災救護に従事したる団体補助費	3,000,000		
5.罹災者に対する授産事業及小資融通事業補助費	1,010,000		
6.罹災地における公益質屋経営補助費	800,000		
7.罹災老廃者収容施設補助費	1,500,000		浴風会
8.米国人同情記念病院経営に関する経費	7,058,823		
9.住宅の経営其の他震災に関し必要なる救護施設を目的とする財団法人へ交付金	10,000,000		同潤会
計	26,150,423		
総計	55,276,855		
■義捐金内訳			
内国義捐金	37,783,131		
外国義捐金	20,450,710		
義捐品換価代金	1,476,305		
計	59,710,147		大正13年3月末日時点
之らの残額は今後収容諸設備の管理其の他救護上必要なる経費に充当し尚残余を生じたる場合には総てこれを前記九号の財団法人へ交付する見込み			

本章に關係する東京市内の社会事業施設、住宅関連予算

出典：臨時震災救護事務局，「震災被害並救護施設の概況」，1924年3月より作成



### (3) 各施設の設置

#### a. 臨時職業紹介所

職業紹介所は最も早く復旧が行われた施設である。震災以前に開設した9か所での復旧に加え、公園など避難者が集中している場所など計15か所に開設された（表1-9）。

表1-9 応急的に建設された仮設社会事業施設

事業内容	施設名	区	所在地	予算枠	開設年月日	閉鎖年月日	備考
職業紹介所	玉姫職業紹介所	浅草区	玉姫町126	内務省震災救護義捐金	1923.9.4		
	浅草橋職業紹介所	日本橋区	馬喰町4丁目浅草橋際	内務省震災救護義捐金	1923.9.19		
	坂本公園職業紹介所	日本橋区	茅場町坂本公園内	内務省震災救護義捐金	1923.9.26	1926.3.31	
	浅草公園職業紹介所	浅草区	馬道1-28	内務省震災救護義捐金	1923.10.2		1923年9月19日から10月1日まで浅草公園第2区で事務代行
	中央職業紹介所	神田区	鎌倉河岸27	内務省震災救護義捐金	1923.10.10		
	桜田本郷職業紹介所	芝区	桜田本郷町25	内務省震災救護義捐金	1923.11.2	1926移転	1926年1月31日大塚坂下町へ移転、少年職業紹介所に変更
	高輪職業紹介所	芝区	高輪車町35	内務省震災救護義捐金	1923.11.2		
	上富士前職業紹介所	本郷区	駒込上富士前町25	内務省震災救護義捐金	1923.11.2	1924閉鎖	
	数寄屋橋職業紹介所	京橋区	西紺屋町数寄屋橋公園内	内務省震災救護義捐金	1923.12.15	1924閉鎖	
	水道橋婦人職業紹介所	本郷区	元町1-1水道橋際	内務省震災救護義捐金	1924.3.17	1926移転	
	水道橋技術労働職業紹介所	本郷区	元町1-1水道橋際	内務省震災救護義捐金	1924.5.17	1926移転	
	上野職業紹介所	下谷区	上野三橋町13	内務省震災救護義捐金	1923.9.7		震災後上野博物館前で事務再開
	業平橋職業紹介所	本所区	中之郷業平町171	内務省震災救護義捐金	1923.11.2		
	江東橋職業紹介所	本所区	入江町24	内務省震災救護義捐金	1923.11.2		
	深川公園職業紹介所	深川区	富岡門前町深川公園内	内務省震災救護義捐金	1923.12.10		
公衆食堂	神田公衆食堂	神田区	鎌倉河岸	善後会寄付金	1923.12.21		1923年3月21日開始、1923年9月1日焼失につき再建設
	日本橋公衆食堂	日本橋区	坂本町坂本公園内	善後会寄付金	1924.1.13	1926.9.	1923年1月13日開始、1923年9月1日焼失につき再建設
	三味線堀公衆食堂	浅草区	小島町87	善後会寄付金	1924.1.20		
	上野公衆食堂	下谷区	車坂町25	善後会寄付金	1924.1.26		1920年5月14日開始、1923年9月1日焼失につき再建設、1928年5月1日五張町4地先鉄道橋下仮建物へ移転
	深川公衆食堂	深川区	黒江町	善後会寄付金	1924.2.1		
	丸ノ内公衆食堂	麹町区	八重洲町2-3	善後会寄付金	1924.2.5	1925.4.30	
	本所公衆食堂	本所区	入江町24	善後会寄付金	1924.2.15		1923年7月20日開始、1923年9月1日焼失につき再建設
	両国公衆食堂	日本橋区	両国公園内	善後会寄付金	1924.2.20	1927.9.24	
	九段公衆食堂	麹町区	飯田町租橋側	善後会寄付金	1924.4.11		
	数寄屋橋食堂	京橋区	数寄屋橋公園内	善後会寄付金	1924.2.7	1924.12.31	
公衆浴場	九段浴場	麹町区	靖国神社境内	内務省震災救護義捐金	1923.12.20	1924.9.30	
	青山浴場	赤坂区	明治神宮外苑内	内務省震災救護義捐金	1923.12.25	1925.2.15	
	日本橋浴場	日本橋区	坂本町公園内	内務省震災救護義捐金	1923.12.28	1925.3.31	
	若宮浴場	本所区	若宮公園内	内務省震災救護義捐金	1924.1.8	1924.12.31	
	両国浴場	日本橋区	両国公園内	内務省震災救護義捐金	1924.1.12	1924.12.31	
	芝離宮浴場	芝区	芝離宮内	内務省震災救護義捐金	1924.1.14	1924.10.30	
	数寄屋橋浴場	京橋区	数寄屋橋公園内	内務省震災救護義捐金	1924.1.15	1924.12.31	
	日比谷浴場	麹町区	日比谷公園内	内務省震災救護義捐金	1924.1.16	1924.11.20	
	築地浴場	京橋区	築地西本願寺内	内務省震災救護義捐金	1924.1.23	1925.1.31	
	浅草浴場	浅草区	東本願寺境内	内務省震災救護義捐金	1924.2.2	1924.12.31	
	お茶ノ水浴場	本郷区	お茶ノ水公園内	内務省震災救護義捐金	1924.2.10	1924.12.31	
	林町浴場	本所区	林町三丁目	内務省震災救護義捐金	1924.2.11	1924.12.31	
	土州橋浴場	日本橋区	蛸殻町二丁目	内務省震災救護義捐金	1924.2.12	1924.12.31	
	西平井町浴場	深川区	西平井町	内務省震災救護義捐金	1924.2.20	1925.3.31	
	靈岸町浴場	深川区	靈岸寺境内	内務省震災救護義捐金	1924.2.20	1925.3.31	
	小伝馬町浴場	日本橋区	新高野山境内	内務省震災救護義捐金	1924.2.23	1924.12.31	
	濱町浴場	日本橋区	濱町二丁目	内務省震災救護義捐金	1924.2.25	1924.12.31	
	押上浴場	本所区	押上町大雲寺境内	内務省震災救護義捐金	1924.2.28	1925.3.25	
	番場町浴場	本所区	妙源寺境内	内務省震災救護義捐金	1924.2.28	1924.12.31	
	緑町浴場	本所区	緑町五丁目	内務省震災救護義捐金	1924.3.1	1925.3.25	
	金杉浴場	下谷区	金杉下町	内務省震災救護義捐金	1924.3.3	1925.6.30	
	西町浴場	下谷区	西町	内務省震災救護義捐金	1924.3.7	1924.12.31	
	月島浴場	京橋区	月島二号地	内務省震災救護義捐金	1924.6.3		
	橋場浴場	浅草区	橋場総泉寺境内	内務省震災救護義捐金	1924.6.11	1925.3.31	
	浅草公園浴場	浅草区	観音堂裏	東京市浴場組合より買収	1924.6.12	1924.12.25	
	日比谷南浴場	麹町区	日比谷公園内	東京市浴場組合より買収	1924.6.12	1925.3.31	
	池ノ端浴場	下谷区	池ノ端	東京市浴場組合より買収	1924.6.12	1925.1.10	
芝公園浴場	芝区	芝園橋際	東京市浴場組合より買収	1924.6.12	1925.10.31		
古石場浴場	深川区	古石場町	内務省震災救護義捐金	1924.7.15			
託児場・児童相談所	六間堀託児場	深川区	東六間堀町12	善後会寄付金	1925.2.5	1925.3.31	同地バラック撤退に伴い閉鎖
	横網町託児場	本所区	横網町安田邸跡	善後会寄付金	1925.4.1	1925.6.11	付近バラック撤退に伴い閉鎖
	上野児童相談所	下谷区	上野公園竹之台	一般市費	1925.3.		上野公園バラック撤退のため閉鎖
	古石場第二託児場	深川区	古石場町15	一般市費	1925.10.27		バラック撤退に伴い閉鎖
	古石場第一託児場	深川区	古石場町23	一般市費	1925.10.27		バラック撤退に伴い閉鎖

出典：東京市社会局、「東京市社会局年報」,1923-25年より作成

#### b. 簡易食堂

東京市は震災前に営業して被災した4か所に新たな6か所を加え、計10か所の簡易食堂を計画した。1923（大正12）年12月21日に神田橋食堂が営業を開始したのを皮切りに、1924（大正13）年4月末までの間に、計10か所の簡易食堂が開設された（表1-9）。

#### c. バラックを中心とした仮設浴場

市内における浴場数は、震災前には971か所あったが、震災により631か所を焼失し、残存したものはわずか340か所に過ぎなかった。東京市は震災後における市民の衛生保健のため、焼失区域を中心として先行的に25か所の市営浴場の建設を計画した<sup>9)</sup>。これらは主に市営の共同バラック内や寺社・公園に設置された（表1-9）。

25か所のうち、九段浴場が12月20日に開設し、年内に3か所、翌年3月初めまでに19か所、7月中旬までに残り3か所の設置が完了した。その間東京市浴場組合が建設した臨時仮設浴場4か所を市が買収し、最終的には29か所経営することとなった。

#### d. 臨時簡易宿泊所

震災直後大阪市より寄贈された組立式バラック30棟を用いて、公園、寺社地、埋立地などのオープンスペースに臨時簡易宿泊所が応急的に建設された。この施設は木賃宿で生活を送っていた単身の労働者を収容するために設置され、震災から3か月後の1923（大正12）年12月から翌年2月までに計11か所に建設された。この施設の利用者は1日平均約1,000人であり、1924（大正13）年4月から翌年3月までの1年間で延べ36万6千人が宿泊した<sup>10)</sup>。

### (4) 住民の避難行動

これらの避難施設が整備されていく中で、住民の避難行動を分析する。

表1-10は、震災2か月後から翌年3月までの各区・郡ごとの住民の状況を示したものである。東京市15区においては、罹災戸数の割合で整理すると、8割程度以上の区（神田、日本橋、京橋の都心3区と下谷、浅草、本所、深川の下町4区）と、5割程度の区（麴町、芝）、2割程度の区（赤坂、本郷）、1割以下の区（麻布、四谷、牛込、小石川）の4つのグループに分類される。

この分類と避難行動の関係について見ると、震災翌年の1924（大正13）年3月末（7か月経過）の時点での避難行動は、罹災戸数割合が5割程度以上のいずれの区についても、罹災戸数の半数程度以上が被災した元の場所に復帰する（統計分類上は「焼跡復帰」と定義された）という共通の傾向が見られている。罹災戸数割合が2割程度以下の区については、被災を免れた民家での同居生活を送る避難民が10月末の時点でいずれも1万人を超えているが、この時点でも100とした指数でみると、1924（大正13）年3月末の段階では、6割を超える区から1割以下に減少する区まで減少傾向に幅が見られる。一方、バラック居住者の傾向は、半年が経過した時点であまり減少しないという共通の傾向が見られた。隣接5郡の民家に同居する避難者は、いずれも5割程度まで減少する傾向が見られた。





	罹災戸数				合計	罹災前戸数比	日付	恒久的居住者				一時的居住者				バラック居住		バラック以外集団的居住		南無をしのぐ居住		合計			
	倒壊		焼失					罹災前戸数	罹災前人口	罹災前戸数	罹災前人口	指数	戸数	人口	指数	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
	全壊	半壊	全壊	半壊																					
住原郡							10.30	1	6	0.0	18,374	72,272	100.0	0	0	0	395	1,581	0	0	18,769	73,853			
罹災前戸数							11.30	2	11	0.0	13,145	51,908	71.8	0	0	0	0	0	0	0	13,145	51,908			
73,615	994	1,433	28	2,455	3.3		12.31	0	0	0.0	11,715	47,383	65.6	0	0	0	0	0	0	0	11,715	47,383			
罹災前人口							T13.1.31	2	11	0.0	10,670	43,196	59.8	0	0	0	0	0	0	0	10,670	43,196			
322,761							2.29	2	11	0.0	9,963	39,877	55.2	0	0	0	0	0	0	0	9,963	39,877			
							3.31	2	11	0.0	9,636	38,243	52.9	0	0	0	0	0	0	0	9,636	38,243			
豊多摩郡							10.30	13	68	0.0	21,491	85,826	100.0	576	2,349	100.0	19	85	0	0	22,086	88,260			
罹災前戸数							11.30	7	40	0.0	19,878	81,442	94.9	587	2,307	98.2	15	64	0	0	20,480	83,813			
71,974	503	499	41	1,050	1.5		12.31	11	50	0.0	14,908	66,708	77.7	573	2,280	97.1	6	16	0	0	15,487	69,004			
罹災前人口							T13.1.31	11	50	0.0	12,401	51,293	59.8	571	2,273	96.8	5	16	0	0	12,977	53,582			
324,626							2.29	12	48	0.0	11,794	39,877	46.5	563	2,258	96.1	4	11	0	0	12,361	42,146			
							3.31	12	48	0.0	10,849	39,118	45.6	562	2,250	95.8	4	11	0	0	11,415	41,379			
北豊島郡							10.30	4,076	18,882	3.4	30,676	113,957	100.0	84	414	100.0	569	1,330	3	11	31,332	115,712			
罹災前戸数							11.30	4,362	18,856	3.7	23,794	97,355	85.4	105	489	118.1	286	595	0	0	24,185	98,439			
118,467	5,818	4,341	6,240	4	16,403	13.8	12.31	4,393	18,949	3.7	20,658	90,162	79.1	116	494	119.3	170	230	0	0	20,944	90,886			
罹災前人口							T13.1.31	4,362	18,778	3.7	20,157	88,218	77.4	114	491	118.6	146	173	0	0	20,417	88,882			
494,302							2.29	4,360	18,752	3.7	19,597	83,771	73.5	120	528	127.5	138	156	0	0	19,855	84,455			
							3.31	4,410	19,024	3.7	16,412	63,844	56.0	80	364	87.9	141	158	0	0	16,633	64,366			
南葛飾郡							10.30	1,125	6,237	1.9	14,037	53,645	100.0	1,434	5,667	100.0	275	1,207	46	169	15,792	60,688			
罹災前戸数							11.30	1,355	6,786	2.3	14,269	59,475	110.9	186	814	14.4	48	149	2	9	14,505	60,447			
59,999	2,456	2,239	2,637	12	7,344	12.2	12.31	1,416	7,031	2.4	7,388	27,265	50.8	225	907	16.0	40	134	1	4	7,654	28,310			
罹災前人口							T13.1.31	1,594	7,847	2.7	6,827	25,445	47.4	215	870	15.4	40	134	1	4	7,083	26,453			
277,512							2.29	1,627	8,006	2.7	5,309	23,501	43.8	175	736	13.0	8	34	1	4	5,493	24,275			
							3.31	1,614	7,937	2.7	5,054	22,596	42.1	175	741	13.1	8	34	1	4	5,238	23,375			
南足立郡							10.30	0	0	0.0	1,616	8,817	100.0	0	0	0	0	0	7	77	1,623	8,894			
罹災前戸数							11.30	0	0	0.0	1,503	8,289	94.0	0	0	0	0	9	78	1,512	8,367				
15,755	1,203	1,432		2,635	16.7		12.31	0	0	0.0	1,405	7,757	88.0	0	0	0	0	0	0	0	1,405	7,757			
罹災前人口							T13.1.31	0	0	0.0	1,314	7,239	82.1	0	0	0	0	0	0	0	1,314	7,239			
73,480							2.29	0	0	0.0	1,032	4,568	51.8	0	0	0	0	0	0	0	1,032	4,568			
							3.31	0	0	0.0	990	4,380	49.7	0	0	0	0	0	0	0	990	4,380			
隣接5郡計							10.30	5,215	24,993	1.5	86,194	334,517	100.0	2,094	8,430	100.0	1,258	4,203	56	257	89,602	347,407			
罹災前戸数							11.30	5,726	25,893	1.7	72,589	298,469	89.2	878	3,610	42.8	349	808	11	87	73,827	302,974			
339,810	10,974	9,944	8,946	23	29,887	8.8	12.31	5,820	26,030	1.7	56,074	239,275	71.5	914	3,681	43.7	216	380	1	4	57,205	243,340			
罹災前人口							T13.1.31	5,969	26,886	1.8	51,369	215,391	64.4	900	3,634	43.1	191	323	1	4	52,461	219,352			
1,492,681							2.29	6,001	26,817	1.8	47,695	191,594	57.3	858	3,522	41.8	150	201	1	4	48,704	195,321			
							3.31	6,038	27,020	1.8	42,941	168,181	50.3	817	3,355	39.8	153	203	1	4	43,912	171,743			

出典：警視庁、「震火災統計書」,1925年2月より作成

### 3 既成市街地の住環境悪化

#### (1) 不良住宅地区における被災状況とスラムの再形成

大規模な公的バラックや親戚知人宅での避難生活の一方で、オープンスペースや学校施設など公的な社会資本のストックが少なく、応急仮設住宅があまり建設されなかった下谷、浅草、本所、深川区などでは、比較的早い時期に元の居住地での避難生活となり、震災直後からバラックによる劣悪な住環境が再形成された。そのため、震災以前に調査が本格化していた不良住宅地区の問題は、一層大きなものとなっていた。

東京市役所庶務課の編纂した東京大正震災誌によると、細民地区におけるスラムの再形成について以下のように記されている。

「本市中所謂細民地域内に於ける罹災民の多くは一旦避難離散したが寄辺なき為めか忽ち焼跡に帰来し焼トタン板等を以って小屋掛けをなし浅草区玉姫小学校付近に於ては約4,000、深川区霊岸小学校付近は5,600の掛小屋（九月二十四日）ができた かかる状況を放任すれば衛生上風紀上面白からざる結果を生じ災前問題であったスラムに代わるに一層甚しきスラムの現出すべきは必然である。加うるに震災直後応急の処置として共同バラックを建設し難民を收容したがその貧富若くは職業状態等によって類別するの余裕がなかった。為めに收容民中生活状態の懸隔甚だしきものあり風紀衛生教育上寒心すべき事態漸く生ぜんとし。且其の敷地は多く公園広場小学校等で到底永くバラックを建設し置き難い状況がある。ここに於て当局は小住宅建設の必要を減じ主として義捐金にその資を仰ぎ成るべく従来の細民地区に接せる地を選んで之が工事に着手した。ここに於て現にバラックに收容せる労働者及細民を整理收容して適当なる住所を得せしめんとするもので東京市は第一期事業として京橋区月島二号地、下谷区三ノ輪町、下谷区龍泉寺町、浅草区玉姫町の四ヶ所合計2,000戸を建設することとなった。その工費は1,060,000円と米松（20,000石）との合計である。」<sup>11)</sup>



このようにバラック住民の移転先の確保というだけでなく、被災市街地におけるスラムの再形成を防ぐべく、小住宅や仮設の社会事業施設の整備が計画された。

## (2) 震災後の不良住宅地区調査

このような状況を受けて、東京市は1925（大正14）年10月に行われた国勢調査のデータを元に、「特定区域に関する調査」を行い、72の地域を特定区域として指定した（表1-11）。

震災以前に行われていた調査で「細民地区」と呼ばれていた不良住宅地区は、この調査で名前を「特定区域」と改められた。それまでの「細民地区」は社会局の用いた名称、「非衛生地域」は保健局が用いた名称であり、これらの両指定地域の統合を図り、内務省、警視庁の細民調査の標準に照らし合わせ、改めて地域を洗い出すものであった。また、以前は環境の劣悪な住戸や収入の少ない住民個人を単位として地区毎の細民数を算出していたが、今度の調査では、収入の少ない住民に対しての調査であったことは以前の調査と同じであったが、住環境の劣悪な部分を含む地区の全域を「特定区域」として面的に指定したことが大きな特徴であった。この調査で指定された特定区域の住民数は、7万7,097世帯、人口32万6,586人であり、全市に対する比率は世帯17.9%、人口16.4%であった。このうち下谷、浅草、本所、深川の4区で全体の8割を占めていた。

表1-11 震災後の不良住宅地区

区	方面制度 (T11)	継続	町名	世帯数	人口	区	方面制度 (T11)	継続	町名	世帯数	人口
京橋区	第1方面		八丁堀仲町	462	1,974	浅草区	第2方面		松葉町	1,503	5,992
			新栄町1丁目	181	824		第4方面		光月町	650	2,747
			本湊町	550	2,241			田町2丁目	306	1,210	
			岡崎町1丁目	479	2,108			千束町1丁目	2,411	9,337	
			岡崎町2丁目	458	1,842			千束町2丁目	2,681	11,321	
			佃島	495	2,117			千束町3丁目	1,333	5,219	
			新佃島東2丁目	83	351		第5方面		今戸町	1,141	4,608
	京橋区計		2,708	11,457	第6方面		浅草町	1,312	6,333		
芝区	第1方面		新網町南	277	1,141		玉姫町	1,470	5,992		
	第2方面		白金丹波町	142	585		橋場町	2,247	9,189		
	芝区計		419	1,726	浅草区計		20,222	84,999			
四谷区	四谷方面		新宿旭町	667	2,890	本所区	第1方面		花町	454	3,537
			片町	426	1,776			緑町5丁目	644	2,773	
			谷町1丁目	765	3,069		第2方面		横川町	904	3,655
			谷町2丁目	427	1,728			小梅葉平町	436	2,665	
			南町	409	1,932			中ノ郷横川町	514	2,251	
	四谷区計		2,694	11,395	第3方面		松代町3丁目	121	927		
牛込区			市ヶ谷長延寺町	172	565	第4方面		大平町2丁目	1,202	5,325	
			山吹町	1,652	7,284		長岡町	695	2,964		
小石川区	第1方面		戸崎町	1,813	7,760		柳島横川町	783	3,499		
			西丸町	855	3,701		柳島梅森町	1,571	6,545		
			初音町	608	2,681	第5方面		押上町	1,991	8,413	
			白山御殿町	1,726	7,297		向島押上町	784	3,172		
			永川下町	1,047	4,526		中ノ郷葉平町	1,400	5,760		
		第2方面		銀座町	499	2,016		柳島元町	1,176	4,770	
			小日向町	505	2,116	第6方面		向島中ノ郷町	713	2,966	
	小石川区計		7,053	30,097	本所区計		13,388	59,222			
本郷区			根津宮永町	630	2,720	深川区	第1方面		西町	889	3,817
	本郷区計		630	2,720			富川町	1,657	8,435		
下谷区	第2方面		入谷町	6,000	24,742		第2方面		東大工町	1,551	6,643
			万年町2丁目	539	1,996			雲岸町	1,097	4,749	
	第3方面		谷中初音町4丁目	1,192	4,916			裏大工町	296	1,049	
			金杉下町	1,961	7,665	第3方面		龜久町	102	441	
	第4方面		三ノ輪町	1,415	5,854		古石塚町	2,224	8,652		
		龍泉寺町	4,257	16,801		大島町	338	1,447			
	下谷区計		15,364	61,974		蛤町1丁目	489	1,807			
浅草区	第1方面		向柳原町1丁目	1,245	5,522	第5方面		東扇橋町	832	3,681	
			西鳥越町	1,308	5,792	第6方面		猿江裏町	2,428	10,795	
			小島町	1,766	8,123		猿江町	291	1,305		
		第2方面		阿部川町	849	3,614	深川区計		12,194	52,821	
					(72地区計)		76,496	324,260			

出典：東京市、「特定区域に関する調査」,1927年より作成

## 第2節 応急施設の撤収と公的主体による代替住宅の建設

前節で述べたように、震災後から半年間に被災市街地で発生した住環境の悪化を食い止め、復興市街地の建設を進めるため、集団バラックの撤廃と避難民の代替住宅の確保が急務となった。そのため、公的主体による郡部や市街地周縁部での小住宅の建設が進められた。

本節では、このような府市による小住宅の建設と、急遽建設が決まった同潤会仮住宅、普通住宅の建設とバラック撤退の関係について分析する。

### 1 集団バラックの整理・撤去計画

1923（大正12）年11月15日の時点で101か所、8万6千人が生活していた集団バラックは、その後整理や住民の退去が進み、翌年4月には82か所、1万8,700世帯、住民6万6,300人に減少した。10月1日には集団バラック生活者は1万4,600世帯、5万4,600人となった<sup>12)</sup>。しかしながら、撤退者はこれ以降減少し、膠着状態となった。そのため、内務省社会局、警視庁、東京府、東京市が協議し、バラック撤去の計画を開始した。

### 2 震災義捐金による小住宅の建設

内務省臨時震災救護事務局では、震災から1か月後の10月には、バラック撤去後を見越した小住宅5,000戸の建設計画を発表した。この計画は、集団バラック撤退のためと、先述の不良住宅地区におけるスラムの再形成問題を解決する手だてとして急がれたものであった。これらの建設資金には、先述の義捐金が充てられ、細民住宅建設費、すなわち小住宅建設資金として266万2千円が計上された。この小住宅は、1戸6坪を最高限度とした住宅で、建設戸数5,000戸の内訳は東京市2,000戸、東京府下1,500戸、横浜市1,000戸、神奈川県下500戸というものであった<sup>13)</sup>。東京では、東京市と東京府がそれぞれ市内と郡部で建設を分担した。

#### (1) 東京市による小住宅の建設計画

このような経緯で2,000戸の小住宅の建設が割り当てられた東京市は、郡部に順調に用地を確保した東京府に比べ、建設用地の確保に難航した。この時期、東京市の臨時建築局長に就いていた佐野利器はこの事情について以下のように述べている。

「日比谷、上野を初め市内各所の集団バラックを撤去する一方法として、内務省では府下に三千五百戸以上の小住宅を建設させる事になっていたが、府が府下和田堀の内に六百戸もの小住宅を建設

し集団バラック居住者に優先権を与えて移住させているにも拘わらず市では未だに只の一戸も建設されたものがない。僅に月島の分が百八十戸程上棟式を挙げて漸く九月頃に住込めると云う状態であるが、猿江の分等は僅に測量が終わったので漸く設計にかかる始末で、盛土もしなければならず何時工事に着手出来るか当局者にも見当がつかない。市当局としては集団バラック居住者の追立てに苦心してはいるが右のような態度で何時までたっても埒があく筈がない新設される小住宅は一戸当り四畳半に三畳の二間である。それでも佐野局長の心づかいで本建築同様のもので電灯の外炊事用として瓦斯の設備まで整えるとの事であるが、たとえこれが完成しても果たしてどれ程の効果があるか現在の集団バラック居住者の内幾世帯が此处へ入るか疑問とされている佐野博士は語る「市内の集団バラックを撤去する方法は一体どういう具合にするのか之は重大な問題である。内務省から委託された二千戸の小住宅も用地其他の関係上到底二千戸は建てられない内務省の同潤会でもその用地の物色に苦しめられているようだが市内ではなくて郊外などへ建てては旨く行きそうにもない市内でなくては折角建てたものも入る人が居ないような結果になりはせぬか市で現在計画している小住宅もそれがため弱っているので決して工事が遅れて居るのではない」と。（「集団バラックに悩む市当局 引越し先の小住宅は未だに目鼻もつかず（建築世界, 第18巻8号, 大正13年8月）」より抜粋）

このように、用地の確保というよりも立地条件に配慮した上での難航であったことがわかる。この結果、小住宅の建設用地として震災以前に市営住宅を建設し、その住宅が被災した月島と、地主と借地契約を結んだ三ノ輪、宮内省の製材所があった土地の下賜を受けた猿江御料地（本村町）の3か所によりやく建設を開始した。また、横網の被服廠跡地に残っていた既存の被災住宅を買い取り、応急改造して供給した。このようにして、1924（大正13）年中に600戸、年度内に1,200戸が完成し、何とか急場をしのいだ（表1-12）。

これらの小住宅は内務省による義捐金により建設されたため、当初は市への貸与という形であったが、1926（大正15）年9月6日、内務省より無償譲渡を受け、市営住宅となった<sup>13)</sup>。このように粗末な住宅であったが、市内の比較的便利な場所に立地していたため、府や同潤会の小住宅に比べて申し込みが殺到した。

## (2) 東京府による小住宅の建設計画

東京府は1,500戸の住宅を割り当てられたが、これを和田堀、尾久、王子の3か所に建設した。これらは府の外郭団体であった東京府社会事業協会による、隣保館や公設質屋などの社会事業施設も同時期に併設されたのが大きな特徴であった（表1-12）。

この東京府社会事業協会による隣保館の計画は、東京市の方面委員制度設置後隣接市町村での社会事業に力を入れることとなったため創設されたものであった。震災直前の1923（大正12）年4月には、最初の隣保館が南千住町に開設されたが、財政危機のため、計画は中断された。関東大震災によって、隣接市町村に住民が大量に流入し、人口が急激に増加したため、住環境の悪化が再び社会問題化した。そのため、隣保事業の増設を要求し、震災善後会の交付金により王子、大井、大島の3か所に、また、内務省の義捐金により尾久と和田堀に隣保館が付設されることとなった<sup>14)</sup>。

表 1-12 震災義捐金による罹災者用小住宅一覧

供給主体	住宅名称	区	所在地	敷地面積(坪)	土地	起工年月日	竣工年月日	貸付年月日	棟数	戸数	備考	付属施設
東京市営住宅	三ノ輪住宅(1期)	下谷区	三ノ輪町56,89	2,227	民間借地	T13.8.15	T13.12.10	T13.12.10	14	128	S2.1より順次撤去移築 (月島5棟、玉姫町12棟)	質屋
	三ノ輪住宅(2期)	下谷区	三ノ輪町56,89		民間借地	T13.9.19	T13.12.24	T13.12.24	3	24		
	横網町住宅	本所区	横網町2丁目			T13.10.20 修繕工事	T13.11.28	T13.11.28	3	24	T13.8.9建物買収、 S2.3撤去	
	月島店舗住宅	京橋区	月島二号地	5,622	市営住宅敷地	T14.2	T14.3.31	T14.6	3	12	芝離宮集団バラック火災 罹災者に貸付	浴場、質屋、託児並 児童相談所
	月島住宅(1期)	京橋区	月島二号地		市営住宅敷地	T13.5.29	T13.12.20	T13.11.17	29	192		
	月島住宅(2期)	京橋区	月島二号地		市営住宅敷地	T13.8.6	T13.12.21	T13.12.21	26	232		
	月島住宅(3期)	京橋区	月島二号地		市営住宅敷地	T14.1.8	T14.3.30		15	168		
	本村町住宅	深川区	本村町元猿江御料地	3,769	御料地	T13.10.13	T14.3.28	T14.3.28	35	420	うち12棟144戸移築	
	玉姫町住宅	浅草区	玉姫町126	1,289	元辛亥救済会			T15.10	2	13	T15.9.25辛亥救済会より 寄付受領	職業紹介所、託児並 児童相談所
	玉姫町住宅	浅草区	玉姫町167		元辛亥救済会			T15.10	3	38		
計										1,251		
東京府 社会事業 協会住宅	和田堀小住宅	豊多摩郡	和田堀町大字和田	13,374	借地			T13.5		478		小学校、隣保館、公 衆浴場、公益質舗
	王子小住宅	北豊島郡	王子町大字豊島	3,003	借地			T13.5		61		隣保館
	王子小住宅(増設)	北豊島郡	王子町大字豊島					T14.12		12		
	尾久小住宅	北豊島郡	尾久町大字下尾久	6,014	借地			T13.10		327		隣保館、食堂、質舗
	尾久小住宅(増設)	北豊島郡	尾久町大字下尾久					T14.8		8		
計									886			
同潤会 仮住宅	方南仮住宅	豊多摩郡	和田堀内町方南	10,289	借地	T13.10.7	T13.11.25			405		
	平塚仮住宅	荏原郡	荏原町中延	5,571	借地	T13.10.21	T13.11.25			304		内9戸授産場、18戸託 児所に模様替
	中新井仮住宅	北豊島郡	中新井村	4,266	借地	T13.10.21	T13.11.17			238		内8戸授産場、16戸託 児所に模様替
	碑森仮住宅	荏原郡	碑森村森下芳隆	6,000	借地	T13.10.7	T13.11.17			291		
	奥戸仮住宅	南葛飾郡	奥戸町上平井	5,859	借地	T13.10.7	T13.11.17			312		
	砂町仮住宅	南葛飾郡	砂町中田新田	4,220	借地	T13.10.7	T13.11.17			256		内18戸託児所に模様 替
	監崎町仮住宅(1期)	深川区	監崎町	5,495	借地	T13.11.17	T13.12.30			229		
	監崎町仮住宅(2期)	深川区	監崎町	5,495	借地	T14.2.13	T14.3.2			123		
計										2,158		

出典：東京市社会局、「東京市社会局年報」；東京府社会事業協会、「東京府社会事業協会一覧」1927年；同潤会、「仮住宅事業報告」1929年より作成

### 3 同潤会の設立

各種の救護施設の建設が決まってからも多くの義捐金が集まり、1924（大正13）年3月までに、剰余の義捐金の使途が決定された。この項目の最後に「住宅の経営その他震災に関し必要なる救護施設を目的とする財団法人へ交付金」1,000万円が計上された。これが後の財団法人同潤会となる。

#### (1) 同潤会による仮住宅の建設計画

同潤会では住宅8,000戸の建設を計画していたが、これらの住宅建設が難航したことから、住宅建設が本格的に始まるまでの一時的措置として、1924（大正13）年9月29日に内務省社会局長官より仮住宅2,000戸の建設命令が出された。この経費が交付に至るいきさつとしては、同潤会仮住宅事業報告において以下のように記されている。



「帝都に於ける住宅の建設復旧は遅々として進捗せず、為めに借家の払底と家賃の昂騰甚だしく公園学校或いは神社仏閣の境内に応急建設せる集団「バラック」内に一時収容せる者は何れも其の住宅を得るに苦しみ災後一年後に至るも残留者尚一万四千六百世帯の多きに及び之を放置せんか何れの日復帰すべきかを庶幾する能わざる状態にありて一般市民の衛生娛樂又は児童の教育上誠に憂慮に堪えざるものあり依りて之れが整理の最も急なるを認め之れが応急施設として社会局長官より大正13年9月29日本会に仮住宅二千戸の建設を命ぜられ之れに要する経費を交付せられたり」

このように仮住宅は府市、同潤会の小住宅の建設までの中間施設として位置づけられ、そのため相当完成が急がれたことがわかる。1924（大正13）年11月25日までには、方南、平塚、中新井、碑倉、奥戸、砂町の6か所、計1,806戸が竣工した（表1-12）。この仮住宅の入居資格については、集団バラック居住者のみであり、漸次同潤会普通住宅、公営住宅、民間借家に転住を奨励することとなっていた。

その後、1925（大正14）年2月10日には 授産施設、託児施設、救済施設の三つの福祉事業施設費が追加交付された。この福祉施設の設置、経営については、同潤会と、郡部の社会事業を管轄していた東京府社会事業協会による役割分担が行われた。このうち、託児場、授産所の設置は同潤会が行い、職業紹介所、診療所は東京府社会事業協会に設置を依頼した。

## （2）バラックの撤去と避難民の移転

この同潤会仮住宅の竣工、東京府の小住宅の竣工を機に、1924（大正13）年12月4日、内務省社会局長官より東京市長に最初のバラック撤退の通牒が出された<sup>15)</sup>。撤退は3期に分けて行われ、第1期は1924（大正13）年12月25日を期限として6,602世帯、第2期は1925（大正14）年3月25日を期限として2,953世帯、第3期は同年6月30日を期限として2,285世帯の計60か所、1万1,840世帯が撤退した。これらの撤退の期限は前述の公的住宅の竣工期に呼応してのものであった。この移転先の内訳は、同潤会本住宅（普通住宅）160世帯、同潤会仮住宅1,178世帯、府営住宅219世帯、市営住宅816世帯、古石場救助者収容所475世帯、その他及び自発8,992世帯であった。

このように、府・市・同潤会の建設した仮住宅、小住宅など公的住宅に移転した世帯は全体の約4分の1と意外に少なかった。同潤会の仮住宅と東京府の小住宅は福祉施設も一体的に建設され、住環境としては整ったものであったが、佐野利器が指摘したように、立地が悪く、市内で働いていた労働者、職工など避難民の生活の実状に合わなかった。また、同潤会の普通住宅には様々な配置計画とデザインが施され、福祉施設も充実していたが、バラック撤退の時期に建設が間に合わなかったことが予想外の不人気に終わる結果の一因になったものと考えられる。一方、東京市営の小住宅は、住宅のみ先行して建設し、住宅地としての環境は整っていなかったが、立地条件が良く、人気があった。この住宅地には、復興計画における社会事業施設が後追いで整備され、区画整理の移転工事とともに整備されることになる。

### (3) 要救助者収容所の設置

このような撤退の状況の中で、家賃の負担能力のない住民や行き先のない住民は新たに開設された古石場要救護者収容所に収容された。この収容所は、1925（大正14）年3月に交付された内務省救護事務局震災義捐金により、市有地に東京市が建設した古石場収容所の天幕をバラック（木造仮設住宅）に改造し、新たな借地にバラックを建設したものであった。

2か所の要救助者収容所のうち、第一収容所は875坪の用地に28棟が建設され、1925（大正14）年1月8日に竣工した。また、第二収容所は594坪の用地に37棟が建設され、1925（大正14）年4月3日に竣工した。これにより第1期撤退に際して142世帯、第2期撤退に際して174世帯、第2期撤退に際して162世帯の計478世帯を収容した<sup>16)</sup>。

## 4 まとめ

復興事業への早期着手の条件として、被災市街地の外側での代替住宅への誘導とバラックの早期撤収、被災市街地における時限的な仮設社会事業施設による住環境の一時的な安定化が挙げられ、これらが震災後1年半という短期間のうちに表裏一体で進められた。このような状況下で、応急仮設住宅の整備・撤収と被災市街地における住環境整備が復興に関して果たした役割について以下のことが明らかになった。

- 1) 応急仮設住宅の撤収のために府・市の供給した小住宅は、被災者への住宅を供給したという点では一定の効果と役割を果たしたが、わずかな事例を除き、市街地の復興に対する住宅地としての役割や意義は、仮の避難場所を提供するという以上のものは見られなかった。郊外の計画的住宅地への誘導は、時期や立地などにより危惧されていたとおり、うまく進まなかったと言える。
- 2) その一方、被災市街地では、震災から1年半の間に集団バラックなど応急施設を収束させ、同時に仮設建築による社会公益施設網を、特に震災後再形成された不良住宅地区に集中して配置したことが、その後本格的に行われる市街地の復興につながる最初的手段として一定の役割を果たした。

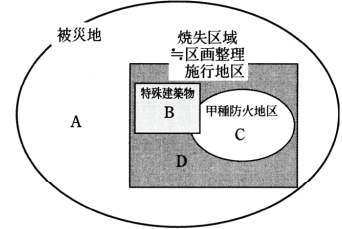
### 第3節 罹災地域における自力建設バラックとバラック市街地

#### 1 法的な位置づけ

震災の発生当時は、建築行為を取り締まる「市街地建築物法」(1919年9月公布、1920年1月施行)の施行から3年ほどが経過していた。同法は、指定区域(施行当初は勅令、1934年以降は内務大臣が指定する市街地。これは、震災時点の東京ではほぼ現在の環状7号線以東、荒川以西のエリアに相当、横浜市では当時の市域。)で施行されていたが、9月半ば以降に、勅令、内務省令、警視庁令(神奈川県令)が相次いで公布され、震災焼失区域において1924(大正13)年2月末日までに着工し、1928(昭和3)年8月末日までに除却する(これら着工と除却の期限は後に何度か延長された)仮設建築物に関して、同法の適用の大部分が停止され、代わりにその階数を2階までとし、その他衛生上必要な措置を講じることが定められた(図1-1)。また、その後、「本建築以外ノ工作物築造願処理方針」(復興局)によって木造、建築面積が50坪以下又は坪単価120円以下という許可条件が追加された<sup>17)</sup>。

市街地建築物法の停止は、字義的には「市街地建築物法に従わなくてもよい(従ってもよい)」という性格にあったが、平時の法律を非常時に適用することの「不相当」、非常時に大量の建築申請を判断することの「不可能」、平時の建築を建てるのが復興都市計画に対して「不都合」であることから、実質的には建築の禁止を狙ったものであった。1924(大正13)年3月、区画整理施行地区が告示されると、地区内での建築行為は許可制に移行したが、この時点では幹線を除く街路の位置は決まっておらず、この「許可」の目的は将来、仮設建築物に対して各種の補償をする際の金額を抑えることにあったとみられる<sup>18)</sup>。

もともと、当時の建築ストックの主流が2階建て以下(1920(大正9)年当時の東京市統計表の棟数ベースで9割以上)の木造家屋(区ごとにばらつきがあったが、棟数ベースで7~9割以上)であったため、将来的な区画整理の実施をも見越して安価な建築を余儀なくされたとはいえ、平時に比べて建築活動を著しく制限したものではなかった<sup>19)</sup>。この間、仮設建築物は、掘建小屋レベルのもの(写真1-1)から次第に改善されていった(写真1-2)。



	建築着手期限	除却期限
A群	1924年8月末日	1933年8月末日
B群		1936年8月末日
C群		1947年2月末日
D群		1933年8月末日
換地処分(認可の告示)日まで		

図1-1 仮設建築物の着工と除却の期限



写真1-1 仮設建築物(神田付近)  
(復興局(1930),帝都復興記念帖,「神田焼跡の焼トタンバラック,神保町より三崎町方面を望む」)



写真1-2 仮設建築物  
(神田区小川町交差点付近)  
(絵葉書,刊記不詳,田中傑所蔵)

## 2 バラックとバラック市街地

これら仮設建築物のことを、官民ともに「簡易な建物」というニュアンスで「バラック」と称した。バラックはいわゆる「自己居住用住宅」以外の建築物、つまり、権利関係でいえば借家を、また、用途でいえば併用住宅や非住宅（商業・工業施設）を含んでいた（前掲、写真1-2中に看板がみえる）。これは、被災者が権利関係者に無断でバラックを建てて住み着いていたことを反映したと考えられ、このような状況を追認する形で1924（大正13）年8月、「借地借家臨時処理法」が公布、施行され、罹災借家人が借家の焼跡に自ら仮設建築物を建てた場合、借家所有者（借地人）の同意があれば土地所有者の同意は不要（転貸の容認）であること、そして、借家の跡地あるいはその換地上に借家が再建される場合、先借権があることが認められた。

バラック市街地における権利関係の全貌は明らかではないが、第5節のエリアスタディにおいて取りあげた日本橋区堀留町地区では、建物ベースで「持地持家」が16%、「借地持家」が60%、「地主の経営する借家」が4%、「土地所有者と建物所有者と占有者のすべてが異なる場合」が20%、世帯ベースではそれぞれ9%、53%、5%、33%存在した。また、同じく下谷区御徒町地区では、建物ベースで8%、44%、22%、26%、世帯ベースで5%、28%、35%、32%存在した<sup>20)</sup>。借地借家臨時処理法は転借を認めたから、「借地持家」と「土地所有者と建物所有者と占有者のすべてが異なる住宅」がバラック時代に一時的に増加していた可能性を指摘できる。なお、この「土地所有者と建物所有者と占有者のすべてが異なる住宅」は区画整理後の建て替え（建て替えられた適法な建築物を本建築と呼んだ）が他の類型に比べてやや遅れていたため、先述した転借の追認が権利関係を複雑にしていた影響があったのではないかと推察される。

これらバラックは、東京においては最大時で23万棟建てられ、このうち20万棟以上が区画整理時に換地先への移転を要した。バラックの移転工事（曳家、移築、部分的な取り壊しによる）には坪あたり27.5円が政府負担で支払われ、このほか、動産の移転費用や、バラック自体（部分又は全体が取り壊される場合）あるいは動産に対する補償、さらに、移転工事中の休業に対する補償は区画整理事業の費用の中で賄われた。国及び市はそれぞれ、バラックの占有者が移転工事の期間中に利用する住宅及び倉庫を「臨時収容家屋」として用意した。臨時収容家屋は組立と解体が容易なタイプと固定式のタイプとが供給され、バラックの所在地に近い空地や小学校の運動場、社寺境内地、公園や広場、区画整理によって廃道となる道路敷などに設置された（写真1-3）。



写真1-3 幹線街路予定地に建てられた臨時収容家屋

（復興事務局（1931），帝都復興事業誌土地区画整理篇，挿絵「移転工事中臨時居住せしめたる移動バラックの一群（其の一）」）



### 3 既得権化とその後のバラック制限への影響

バラックは、当初、上述のように区画整理の実施まで時限的に認められた「仮設建築物」であり、換地先への移転後、速やかに市街地建築物法に即して建て替えられるべき存在であったが、その後、バラックの建築着手が「区画整理の換地処分認可の告示日」まで延長されたことにより、この位置づけは変化した。すなわち、同告示日が換地先への建物移転後になされた場合、その換地上にバラックを新築できたのである。

建築主がバラックを換地先への移転後に新築する場合、区画整理に伴う移転や部分的な取り壊しを予定する必要がないため、バラックを簡易かつ安価に建築する動機が失われた。この時点で「バラック」は仮設建築物というより、合法的な脱法建築へと性格を変えた。その典型が幹線道路沿道に建っていたいわゆる「看板建築」と呼ばれた木造建築群である（写真1-4）。東京下町の幹線道路沿いには甲種防火地区が指定されており、建築主は同地区内で市街地建築物法に則して家屋を新築する際、最低限、外壁と屋根を耐火構造とする義務を負い、規模や階数に応じて床、柱、階段をも耐火構造とする必要があったが、先述のように換地先にバラックを建てるのが認められていたため、適法な建て替えが阻害され、除却期限が延長（1947（昭和22）年2月末日まで延長された後、建築基準法への移行によって無期限に延期）<sup>21)</sup>されたこともあり、今日まで「バラック」を存続させる結果となったのである。焼跡のバラックの町並みを区画整理の実施後に合法的に建て替えていく当初の方針は、バラックに必要な改修（最低限、建築物の構造や設備など単体に関する規定を満たす）を施すことで撤去を免除する「バラック認定」の制度<sup>22)</sup>によっても反古にされた。

換地先でバラックが新築された際、「2階」というバラックの階数制限が厳守されなかったこともバラックを延命させた。屋根裏スペースを実質的な3階とすることで、減歩や斜線制限による床面積や階数の減少をカバーしたのである。これはバラックの除却を大幅に遅らせただけでなく、安全上の観点からも問題視された<sup>23)</sup>が、後年の函館大火（1934（昭和9）年）後のバラックについても繰り返された<sup>24)</sup>。こうした教訓を踏まえ、静岡大火（1940（昭和15）年）の際にはバラックの建築面積が小さく、また、階数が平屋に限られた<sup>25)</sup>（表1-13）。

バラックの建設容認は、被災者の居住の安定を実現した点から短期的には評価できるが、長期的には転貸の追認によって権利関係者を増加させ、バラック取締の不十分さから不法状態の既得権化を招いた点が問題であった。



写真1-4 大正通り（靖国通り）沿道の看板建築（神田区小川町交差点付近）  
（絵葉書、刊記不詳、田中傑所蔵）

表1-13 バラック制限の変遷

対象地(災害名)	発生日	バラックの規模、構造		バラックの着工、移転の期限		根拠となった地方令規など	備考
		規模	構造	着工	移転		
東京(関東大震災)	1923年9月1日	2階建て以下、建築面積50坪以下または坪単価120円未満	木造	換地処分認可の告示日	1924年10月着手、1930年7月移転完了*	1923年9月、勅令第414号(通称バラック令)、内務省令第33号、警視庁令第42号、1925年1月、復興局「本建築以外ノ工作物築造願処理方針」	*:帝都復興区画整理誌第3編、各該各地区データより
函館(函館大火)	1934年3月21日	不明*	木造	被災後、約6か月の予定、実際には約7か月に禁止**	1935年2月着手、1936年9月下旬完了***	1934年3月、北海道庁告示第358号	*:「函館大火災害誌」に明記なし。**:1934年11月、道庁告示第1573号。***:前掲書、pp.714-715。
静岡(静岡大火)	1940年1月15日	床面積は用途別に10坪(住宅)、20坪(併用住宅)、30坪(特殊建築)	木造	被災後、約2か月(1940年3月20日まで)	1940年12月24日着手*、1944年3月25日現在で83%が移転完了**	1940年1月、静岡県令第3号	*:静岡市役所(1942)、静岡市都市計画復興事業概況、p.20。**:内田祥三旧蔵、静岡大火復興見学ノート

出典：浦野正樹ほか編（2007），復興コミュニティ論入門，p. 92

## 第4節 周縁部へのスプロールと計画的市街地の形成

第1節で述べた被災者の震災後の避難行動は、東京市に隣接する郡部地域に大量の人口流入をもたらし、急激に市街地のスプロール化が進行した。このような状況下における郊外都市計画の実行については、被災市街地における復興事業の計画に平行して議論が行われたが、財政と地主への対応が困難であったことから、先行する復興事業に対してタイムラグが生じた。

### 1 郊外地域への4つの計画的アプローチ

震災前後から震災後数年間の状況を整理すると、郊外地域に対しては結果として以下の4つのアプローチがとられたが、一部先進的な適用地域を除き、適用時期の遅さと実効性の面で、十分な効力を持たなかった。

- 1) 被災市街地で実施した復興事業による街路計画に接続する形で、郊外の道路網計画を実施する。
- 2) 耕地整理や区画整理によって宅地を計画的に供給する。
- 3) 市街地建築物法の適用区域の拡大により、面的に建築線指定をかけ、区画整理に準じた成果を挙げる。
- 4) 公的主体や住宅組合による計画的住宅供給を行う。

#### (1) 郊外の街路網計画

郊外道路網の整備について言及されたのは、震災1年後の1924（大正13）年9月のことであり、復興局計画課の私案「郊外道路網計画の実現方法に関する件」が出された。これに関して、復興局書記官（計画課長）の菊池慎三は、郊外道路網計画の必要性については次のように述べている。

「幅員九尺以上の道路の新設又は変更の計画ある場合に於て、行政庁其の計画を告示するときは其の計画を告示するときは其の計画の道路は市街地建築物法に規定する道路と看做され、其の計画幅員に依る道路敷地の境界線は建築線としての効果を生ずる為、郊外開発に先んじ道路網の計画を定むることは郊外の発展を秩序的ならしむ根本義であるが、郊外道路網を実現するに必要な財政計画を樹立すること至難であり、実行方法を伴わざる道路計画を告示し建築線の効果を生ぜしめて私権に多大の制限を加うるは穩当ならざるが為、従来未だ郊外道路網計画を定むるに至らざるのである。」（菊池慎三、「郊外都市計画実行案解説」, 都市公論, 7巻11号, 1924年11月）



これらの議論を経て、1927（昭和2）年8月18日、内務省による「大東京都市計画道路網」の告示が行われた（図1-2）。しかし、この計画は幹線と補助線による街路計画のみであり、かつ事業実施に相当な時間がかかり、震災復興によるスプロール化を受け止めるインフラとしては機能しなかった。また、町村単位で更に詳細な細街路計画が立案、決定されるのは1930（昭和5）年以降のことである。

郊外における市街地空間と都市計画の関係は、区画整理事業など、基盤と上物の一体的な整備手法においてのみ関係が存在し、幹線道路整備は、生活空間としての街区以下のスケールとはリンクしていなかった。そのため、復興事業が行われた被災市街地の外では、幹線街路の整備が、交通計画的な意味合いだけでなく、その後の町丁目単位的生活圏を徐々に規定するものになってきたと言える。

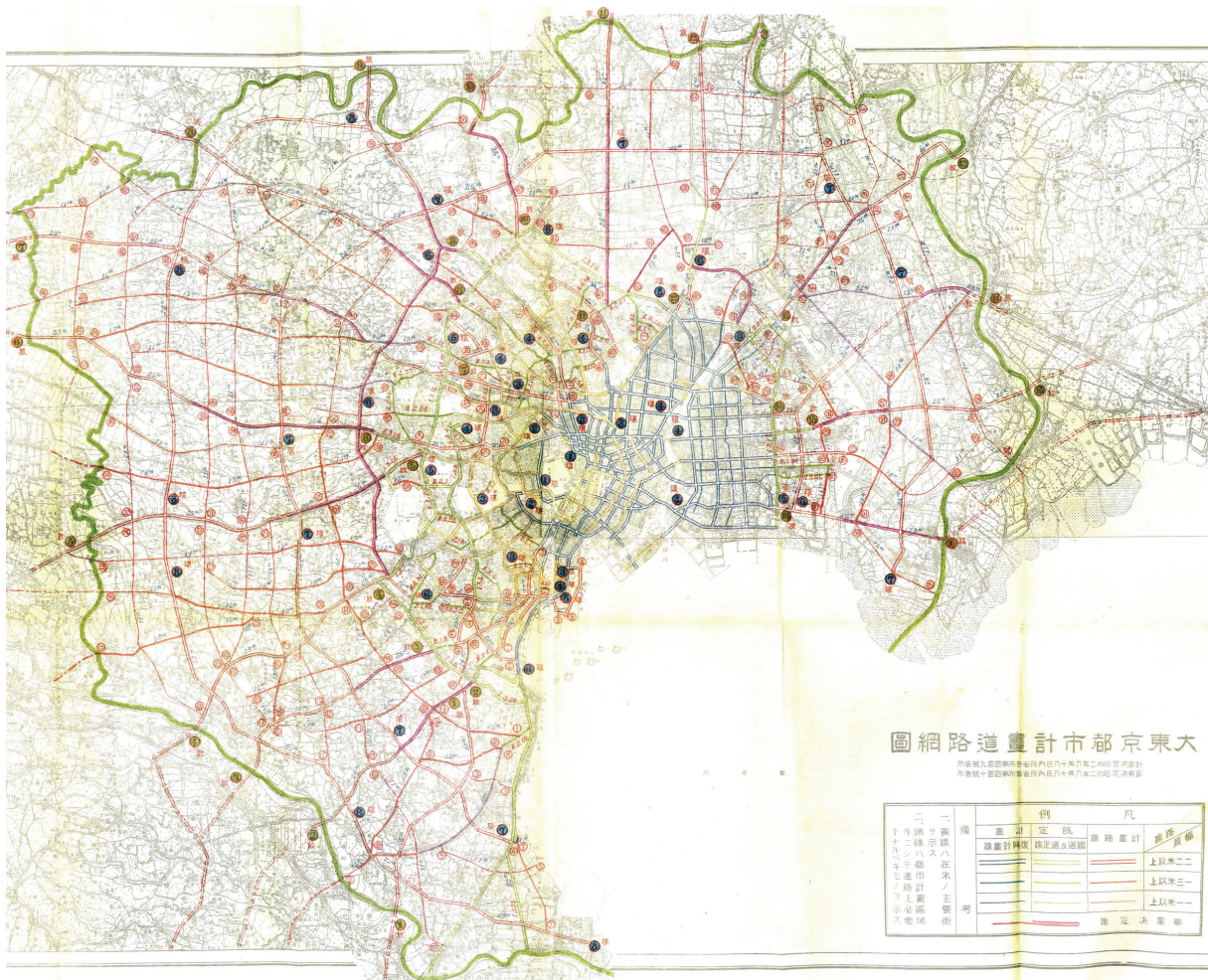


図1-2 郊外道路網計画

出典：東京市監査局都市計画課、「東京都市計画概要」，1937年3月

(2) 鉄道網の整備と耕地整理・区画整理による基盤整備

震災前と震災後5年間に整備された郊外の鉄道網を整理すると、震災後の郊外鉄道網の整備と市街地形成の関係は、以下8つの群として取り出せる(表1-14)。

- a. 王子電気軌道の開通と高田町、西巢鴨町、王子町、岩淵町
- b. 玉川電気鉄道の開通と世田ヶ谷町、松澤村、玉川村
- c. 西武鉄道の開通と淀橋町、戸塚町、落合町、野方町、井荻村、石神井村
- d. 小田原急行鉄道の開通と淀橋町、千駄ヶ谷町、代々幡町、世田ヶ谷町、松澤村
- e. 目黒蒲田電鉄の開通と荏原町、馬込町、池上町、調布村、矢口村、蒲田町
- f. 東京横浜電鉄の開通と渋谷町、目黒町、調布村
- g. 池上電気鉄道の開通と大崎町、荏原町、馬込村、池上町
- h. 城東電気軌道の開通と砂町、大島町、小松川町、松江村、瑞江村

表1-14 関東大震災前と震災後5年以内に開通した私鉄一覧

開通時期	開業年月日	鉄道会社名	路線名	区間	沿線市町村	
震災前	1904.5.8	京浜電気鉄道		品川～南馬場	品川町	
	1901.2.1	京浜電気鉄道		南馬場～川崎	品川町、大井町、入新井町、大森町、蒲田町、六郷村	
	1899.6.28	京浜電気鉄道		糀谷～穴守	羽田町	
	1913.12.26	京浜電気鉄道		蒲田～糀谷	蒲田町、羽田町	
	1911.8.20	王子電気軌道	大塚線	大塚～飛鳥山	西巢鴨町、巢鴨町、滝野川町	
	1915.4.17	王子電気軌道	大塚線	飛鳥山～王子	滝野川町、王子町	
	1913.10.31	王子電気軌道	三ノ輪線	飛鳥山下地内	滝野川町	
	1913.4.1	王子電気軌道	三ノ輪線	飛鳥山下～三ノ輪	王子町、滝野川町、尾久町、三河島町、南千住町	
	1908.3.1	東武鉄道		浅草～曳舟	本所区、寺島町	
	1902.4.1	東武鉄道		曳舟～北千住	寺島町、隅田町、南綾瀬村、千住町	
	1899.8.27	東武鉄道		北千住～久喜	千住町、綾瀬村、梅島村	
	1914.5.1	東武鉄道	東上線	池袋～下板橋	西巢鴨町、板橋町、上板橋村	
	1914.5.1	東武鉄道	東上線	下板橋～川越市	上板橋村、下練馬村、赤塚村	
	1904.4.5	東武鉄道	亀戸線	亀戸～曳舟	亀戸町、吾嬬町、寺島町	
	1922.11	武蔵野鉄道		池袋～所沢	西巢鴨町、高田町、長崎町、上板橋村、下練馬村、中新井村、	
	1921.8.26	西武鉄道	新宿線	淀橋～荻窪	淀橋町、中野町、杉並町、井荻町	
	1913.4.15	京王電気軌道		笹塚～調布	代々幡町、世田ヶ谷町、和田堀町、松澤村、高井戸町、千歳村	
	1915.5.3	京王電気軌道		新宿～笹塚	淀橋町、千駄ヶ谷町、代々幡町	
	1907.3.6	玉川電気鉄道		渋谷～玉川	渋谷町、目黒町、世田ヶ谷町、駒沢町、玉川村	
	1922.6.10	玉川電気鉄道	玉川本線	渋谷～渋谷橋	渋谷町	
	1922.10.6	池上電気鉄道		蒲田～池上	蒲田町、矢口村、池上町	
	1923.5.4	池上電気鉄道		池上～雪ヶ谷	池上町、調布村	
	1923.3.11	目黒蒲田電鉄		目黒～丸子多摩川	大崎町、目黒町、荏原町、馬込村、碑倉村、池上町、玉川村、	
	1912.11.3	京成電気軌道		押上～江戸川	本所区、寺島町、吾嬬町、本田村、亀有村、奥戸村、小岩村	
	1914.8.29	京成電気軌道		江戸川～市川	小岩村	
	1912.11.3	京成電気軌道		高砂～柴又	奥戸村、金町	
	1913.11.21	京成電気軌道		柴又～金町	金町	
	1915.12.30	城東電気軌道		錦糸町～小松川	本所区、亀戸町、小松川町	
	1921.1.1	城東電気軌道		水神森～大島四丁目	亀戸町、大島町	
	震災後	1925.3.11	京浜電気鉄道		高輪～品川	芝区、品川町
		1925.2.7	王子電気軌道	三ノ輪線	飛鳥山下～王子駅前	王子町
		1925.11.12	王子電気軌道	早稲田線	大塚～鬼子母神	西巢鴨町、高田町
		1926.3.28	王子電気軌道	赤羽線	王子柳田～神谷橋	王子町、岩淵町
1927.12.15		王子電気軌道	赤羽線	神谷橋～赤羽	岩淵町	
1928.12.25		王子電気軌道	早稲田線	鬼子母神～面影橋	高田町	
1923.11.1		西武鉄道	新宿線	新宿～淀橋	淀橋町	
1926.9.15		西武鉄道	新宿線	新宿～新宿駅前	淀橋町	
1927.4.16		西武鉄道	村山線	高田馬場～東村山	戸塚町、落合町、野方町、井荻町、石神井村	
1927.4.1		小田原急行鉄道		新宿～小田原	淀橋町、千駄ヶ谷町、代々幡町、世田ヶ谷町、松澤村、砧村	
1924.5.21		玉川電気鉄道	玉川本線	渋谷橋～天現寺橋	渋谷町	
1924.5.21		玉川電気鉄道	玉川本線	恵比寿駅前～天現寺橋	渋谷町	
1924.3.1		玉川電気鉄道	砧線	玉川～砧	玉川村、砧村	
1925.1.18		玉川電気鉄道	世田ヶ谷線	三軒茶屋～世田ヶ谷	世田ヶ谷町	
1925.5.1		玉川電気鉄道	世田ヶ谷線	世田ヶ谷～高井戸	世田ヶ谷町、松澤村	
1927.3.29		玉川電気鉄道	目黒線	渋谷橋～目黒夜場前	渋谷町、目黒町	
1927.7.15		玉川電気鉄道	溝ノ口線	玉川～溝ノ口	玉川村	
1923.11.1		目黒蒲田電鉄		丸子多摩川～蒲田	調布村、矢口村、蒲田町	
1927.7.6		目黒蒲田電鉄	大井町線	大井町～大岡山	荏原町、馬込町、池上町	
1926.2.14		東京横浜電鉄		丸子多摩川～神奈川	調布村	
1927.8.28		東京横浜電鉄		渋谷～丸子多摩川	渋谷町、目黒町、調布村	
1927.8.28		池上電気鉄道		雪ヶ谷～桐ヶ谷	池上町、馬込村、荏原町、大崎町	
1927.10.9		池上電気鉄道		桐ヶ谷～大崎広小路	大崎町	
1928.6.17		池上電気鉄道		大崎広小路～五反田	大崎町	
1926.3.1		城東電気軌道		小松川～西荒川	小松川町	
1925.12.31		城東電気軌道		東荒川～今井	松江町、瑞江町	
1924.7.11		城東電気軌道		大島四丁目～疋間稲荷前	大島町、砂町	
1927.3.8		城東電気軌道		疋間稲荷前～洲崎東陽公園前	砂町、深川区	

出典：東京市役所、「交通機関の発達と人口の増加」1928年2月他より作成









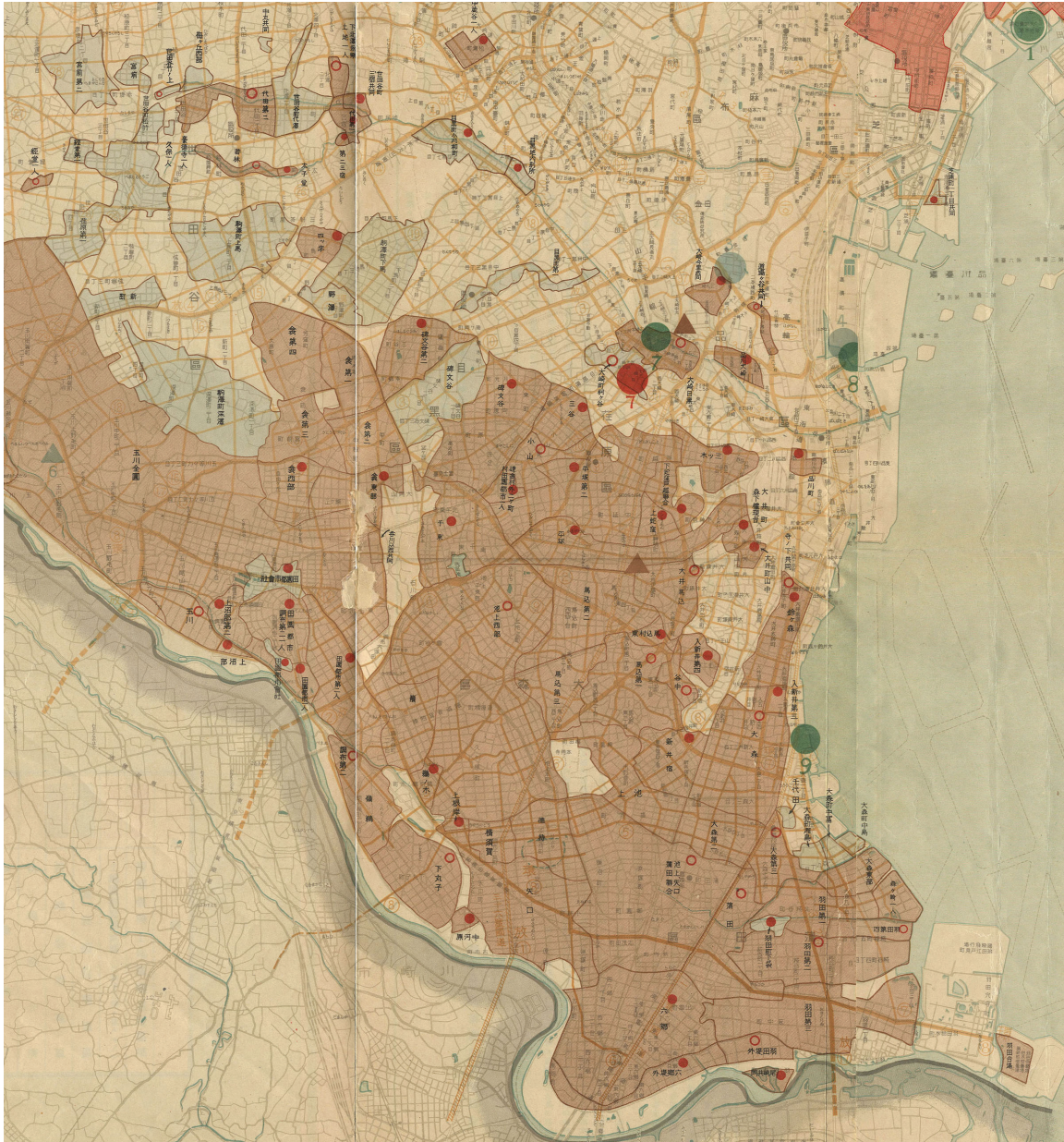


図 1-3 東京市隣接郡部（西南部）における基盤整備の状況

出典：東京市監査局都市計画課，「東京都市計画概要」，1937年3月

### (3) 郊外地域における建築線指定

1920（大正9）年12月1日に東京市内に施行された市街地建築物法は、1922（大正11）年8月1日、1923（大正12）年11月1日に近隣36町村にその適用区域を拡大され、1928（昭和3）年4月1日には更にその外接32町村に適用されることとなった。

郊外の市街地の制御に関しては、1923（大正12）年7月に「土地区画整理不衛生地整理協議会」が開催され、東京市近郊の18市町村の区画整理の可能性に関する調査が行われたが、震災により一時中断されていた。震災後は「郊外の建築線指定及土地区画整理に関する都市計画協議会」の開催を経て、市街地建築物法による面的かつ計画的な建築線指定の実行が試みられた。

この指定に関しては、まず最初に区画整理施行地区外の火災による消失地域を中心に検討が行われた。1924（大正13）年8月26日には、警視総監名で復興局建築部長と計画課長宛に「消失地域内に於ける建築線指定に関する件回答」として、8地区での面的な建築線指定の方針が定められた。震災から1年後の1924（大正13）年9月5日には、復興局長官から警視総監と神奈川県知事宛に通牒<sup>26)</sup>が出され、郊外の広い地域での建築線指定の取り組みが始められた。

復興局書記官（計画課長）の菊池慎三（その後1926（大正15）年より東京府内務部長）は、以下のように述べている。

「復興局は不幸にして消失地域に没頭して郊外に手を着けること十分でないが、相当の援助と指導を為すに吝なるものではない、幸にして震災前の区画整理基本調査の図面は東京府にあった写などが大部分消失を免れて居るので郊外都市計画を進行するに支障はない、併しながら郊外に対して強制的に区画整理を実行することは法律上は別とし事実上出来ない、而も関係町村も関係地主も進んで之を実行しない以上は当局者に残る所は建築線の指定である、之に因って略々区画整理の遂行に近い実績を挙げるより外はない。」（菊池慎三、「郊外都市計画実行案解説」, 都市公論, 7巻11号, 1924年11月）

#### (4) 住宅供給によるアプローチ

前節で述べたとおり、都市像との関係から住宅市街地を計画するのではなく、同潤会や東京府、東京市など公的主体により、不足する住宅を計画的住宅地によって供給するという形で震災後の住宅供給は始められた。

## 2 被災者の郊外地域への移動とスプロール市街地の形成

上記の計画的アプローチの時期における郊外地域での人口増加は、大正9年、14年、昭和5年の国勢調査の統計分析に基づく、1925（大正14）年時点で大きく増加する地域と、1930（昭和5）年の時点で大きく増加する地域の2段階に分かれる（表1-16）。

大まかな流れで見ると、前半5年間の増加は、震災直後の被災者の移動と大きく関係し、「震災スプロール」とも呼べるような爆発的な人口流動を起こし、その後の人口増加の基調となったと考えられるのに対し、後半5年間の増加は、前述した震災前後に急増した耕地整理・区画整理や鉄道網の整備によって市街化が進んだ結果、各町村の人口規模が定着した動きであると考えられる。

また、建築線指定が行われた地域は1928（昭和3）年4月1日以前の建築物法適用地域に限られるが、積極的に実施が進められたのは淀橋、中野、三河島、尾久、千住、長崎など数町に限られていた。震災復興の初期においては、耕地整理事業区域や、駅周辺部での郊外鉄道の整備との関係は、ごく一部に限られていた。





### 3 残された課題

震災復興期の郊外への人口スプロールは、以下の2つの点で課題を残した。

- 1) 基盤整備が行われず、かつ建築線指定による住環境のコントロールが行われなかった多くの地域では、公共空間が少ない、木造建物が密集した市街地を作り出した。
- 2) 不良住宅地区が、復興事業が広く実施された市内の被災市街地から、郊外に拡大した。  
郡部における不良住宅地区の調査は、1926（大正15）年6月～8月にかけて東京府学務部社会課によって実施され、不良住宅地区は65地区、6,258戸、2万2,074人に上った<sup>27)</sup>。

#### 第1節、第2節、第3節、第4節注釈

- 1) 東京市役所庶務課，東京大正震災誌，1925年4月
- 2) 東京市役所，東京市教育復興誌，1930年3月
- 3) 4) 5) 復興局経理部，「震災ノ影響（其四）運輸、交通」，1924年7月；東京市役所，「東京市震災後の復旧概要」，1924年1月
- 6) 内務省社会局，「大正震災志」，1926年2月
- 7) 13) 臨時震災救護事務局，「震災被害並救護施設の概況」，1924年3月
- 8) 大震災善後会，「大震災善後会報告書」，1925年12月
- 9) 10) 東京市社会局，東京市社会局年報，大正13年～大正15年度
- 11) 東京市役所庶務課，東京大正震災誌，1925年4月
- 12) 東京市社会局，東京市社会局年報，大正13年度
- 14) この間の事情については以下のような記述がある。

「本協会は東京府管内に救済委員制度を施き社会的改善及び救済を要する地区に友誼的精神を充満せしめ其の精神を基調として地区居住者と社会事業従事者との共同に依り改善向上の実を挙げんと計画し其の目的の実現に努力せり 救済委員の熱心と本協会の微衷とは年と共に酬いられ事業の前途多忙なるものありしが偶々大正九年東京市に於て全然同一の精神に基き方面委員制度の実施せらるるに至れるを以て事業の重複を避くるがため本協会に於ては市内の部を廃し形式を改め其の主力を東京市隣接町村に注ぐこととせり 蓋し社会問題の地区的移動は行政区と云う如き人工的区画に依りて制限を受くることなく東京市内に於ける社会問題は一層大なる程度と範囲とに於て隣接市町村に発展す而かもこれ等町村の財政状態はよく自身の社会的変動に伴うを得ざるが為東京市の社会施設と同列に事業を設置進展せしむること困難なるが故なり、然るに救済委員の業務は純粹の「フィールド、ワーク」にして此れと協力しこれを応援する適當なる社会施設を有するにあらずんば十全なる活動をなすことは極めて困難なりと云うべし（中略）この二つの理由即ち地区改善の必要上欠くべからざる社会的施設を少なくとも最小限度に於て実施するの道を開き文化の普及徹底を図り以て享受の機会を均等ならしめんがため一は救済委員活動の中心地点を作らんがために東京府当局と協議を尽し府下隣接町村肝要の地区に十箇所の隣保事業を創設せんことを計画せり」

東京府社会事業協会編，「本会経営 隣保施設一覧」，1926年6月より

- 15) 集団バラック撤退の件（抜粋）・大正13年12月4日，社発二部第582号（社会局長官 池田宏）

標記の件に関し裏に内務省議決定の上立ち退きに関し可然措置方通牒致置候処右に対しては或いは延期運動陳情等も可有之関係係官公聴等に於いて歩調区々に抄らさる様留意の要ありと被存候間別紙「集団バラック撤退を要する理由」及「第一次バラック撤退の具体的理由」御送付申上候間可然取計相頻度。

集団バラック撤退を要する理由

罹災者一時収容救護の為建設したるバラックは左記理由に依り取り急ぎ撤退の要あり。

- 一、用地明け渡しの必要上
- 二、社会公共の必要上
- 三、保健衛生並保安の必要上
- 四、居住者の生活安定を図る必要上（内容省略）
- 五、救護行政の必要上

現在の国家社会に於いては住居を求め家宅を得るが如きは個人の自助に委せられるものにして国家が多数国

民に対し無償の居住を与えるが如き政策は未だ何れの国に於いても採らざるところなり今次震火災の被害大なるものありたりとは雖数十万罹災者の一部分たる一万数千世帯の集団バラック今日中者のみに限り永く其の欲するが儘に住居を与え公私幾多の必要を犠牲となし収容救護を続けるか如きは到底堪えるべからざる所にして既に一年数ヶ月を経過する今日に於いては各バラックの立ち退きは止むを得ざるものと言わざるべからず況や集団バラックに居住するに至りたる事情は常時綿密なる調査を為すの違なかりし為今にしてこれを観れば現在居住者が必ずしも他の独立自営しつつある罹災者に比し特に悲惨なるもののみなりと謂う能わず集団バラックに居住せるも或いは徒手空拳奮闘しつつあるもの或いは親戚故旧に身を寄せられ或いは他家に同居同宿して一路復興に努力しつつあるものにして其の苦悩同情に値するもの決して少なからざるにおいてや以上の如き理由に依りバラック撤退は既に以前に於いて之を為さざるべからざりしも政府が市に委託し建設せしめたる小住宅及び財団法人同潤会の建設に係る小住宅が敷地選定の困難及び区画整理等の関係上想定の如く工事進行せざりしを以て今日まで猶像したるもその後同潤会は更に仮住宅の速成企て既に二千戸を建設し府市建設の小住宅亦漸次竣工したるを以て今回最も立ち退きの急迫せる部分を移転せしめんとするものにして之が位地の如き或いは居住者の個人的理由より多少の不便あらんも政府及び同潤会も出来得る限り努力したるものなるを以て之を忍ぶの外なし尤も移転に就いては特に気の毒なる事情に在るものも少なからざるを以て之等仮住宅に移転せんとするに当たっては家財運搬の為東京市に於いて貨物自動車を用意するのみならず又向寒の季節なるを以て仮住宅には防寒用として毛布三枚を各戸に備付け貸付することとし浴場授産場医療設備其の他の社会的施設も出来得る限り完備せしめ又児童の教育に就いても不便なき様充分考慮しつつあり。

- 16) 東京市役所, 罹災要救護者収容所概要, 1927年7月
- 17) 田中傑 (2006), 帝都復興と生活空間-関東大震災後の市街地形成の論理, 東京大学出版会, p. 152及びp. 157.
- 18) 復興事務局 (1931), 帝都復興事業誌 土地区画整理篇, p. 295-299.
- 19) 田中前掲書, p. 184-192.
- 20) 堀留町については田中前掲書, p. 236及びp. 239、御徒町については同, p. 318及びp. 324.
- 21) 同上, p. 158-160.
- 22) 同上, p. 355.
- 23) 満寿志 (1928), 建築種々相, 建築画報第19巻第10号, 1928年10月, 建築画報社, p. 8.
- 24) 静岡新報, 1940年9月3日夕刊, 「函館市復興状況 (三)」
- 25) 1940年1月静岡県令第3号、静岡市火災焼失地区バラック建築規則では床面積の上限を住宅では10坪、併用住宅では20坪、工場など特殊用途では30坪とした。
- 26) 新建築敷地に於ける建築線指定に関する件依命通牒  
復興局建築部, 「建築線指定に依る都市計画の実行」, 1924年より  
「既成市街の集团的消失地域に対しては成るべく土地区画整理を施行し、宅地としての利用を増進せしむると共に、保安衛生及び交通上の福利増進危害防止に努め、土地区画整理を施行せざる消失地域に対しては、市街地建築物法第七条但書の規定に依り建築線を指定し、以て成るべく土地区画整理を施行すると相等しき効果を収むるの方針を以て、曩に照会の次第も有之候処、郊外に於ける未建築地に対しても亦之と相照応し、専ら土地区画整理を施行せしむる従来の方針を促進すると共に、開発建築急激にして区画整理の実行を俟つの違なき地域に対しては、之を現状の儘放任するに於ては、早晚莫大なる公費を投じて整理するを要するに至るべきを以て、特に建築線指定の方法に依りて新建築を規律するは最も緊要の事と被認、右建築線に付ては今回消失区域の土地区画整理の街路設計は幅員六米を最低標準とし、例外として四米を認め、且従来消失地域の建築線指定に付ても、淀橋町柏木高田町雑司ヶ谷其の他に於て幅員十八尺の建築線を指定したる事例に鑑み、郊外新建築敷地の土地の状況発展の趨勢及当該路線の如何を考察して、可成幅員十分なる建築線を予め指定し、又建築線指定の機会を得る為九尺以上の道路に沿う建築敷地に付ても一定の範囲を設けて建築の認可を受けしむることに改むる等此際相当御措置相成度尚一団地における建築線及重要なる建築線に付ては市の内外を問わず其の指定前当庁へ御協議相成度。」  
(警視總監宛追書)  
「追而本件建築線の指定は道路其の他の都市計画施設と密接なる関係を有する儀に付、出来得る限り東京府並市街地建築物法適用区域たる公共団体の行政庁と連絡協調を図り、其の意見を参酌し、又は東京府其の他の公共団体の施設と相併行して建築線を指定し、以て都市計画施設の遂行に遺憾なきを期する様御配慮相成度、尚右の趣旨を以て東京府へ及通牒置候に付御含相成度。」
- 27) 東京府学務部社会課, 「東京府郡部不良住宅地区調査」, 1928年1月1; 東京府学務部社会課, 「東京府郡部 (隣接五郡) 不良住宅地区図集」, 1928年1月